

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月16日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 青 柳 正 司

新潟県監査委員 片 野 猛

新潟県監査委員 岡 俊 幸

包括外部監査報告書 別冊のとおり

農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について

令和 2 年度
包括外部監査の結果報告書

農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について

令和 3 年 3 月

新潟県包括外部監査人

公認会計士 丸 田 力 也

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査対象部局.....	1
5. 特定の事件を選定した理由.....	1
6. 外部監査の方法.....	1
7. 外部監査の実施期間.....	2
8. 外部監査人及び補助者.....	2
9. 利害関係.....	2
II. 監査の対象の概要	4
第1. 新潟県の農業について.....	4
1. 新潟県の自然と環境.....	4
2. 新潟県の農業の現状.....	6
3. 新潟県の農業の課題 ～米の一本足打法からの脱却～.....	23
第2. 新潟県園芸の動向、施策の成果及び課題.....	24
1. 園芸の動向.....	24
2. 園芸関連事業への取組状況と成果.....	24
3. 園芸の課題と方向性.....	26
第3. 園芸振興基本戦略.....	27
1. 戦略策定の経緯.....	27
2. 基本的な考え方と目指す姿.....	28
3. 戦略目標.....	28
4. 推進期間・体制.....	28
5. 関連する上位計画.....	30
第4. 園芸振興関連事業の内容.....	35
1. 事業の3本柱.....	35
2. 柱①：導入支援.....	36
3. 柱②：生産拡大支援.....	36
4. 柱③：販売拡大支援.....	37
第5. 新潟県の財政状況.....	38
III. 今回の監査結果	39
総論 監査総括及び指摘・意見の要約.....	39
第1. 監査結果の総括.....	39
1. 監査の着眼点.....	39

2. 監査結果の総括.....	40
第2. 指摘・意見の要約.....	42
各論 各事業の監査の結果.....	52
第1. 園芸振興基本戦略.....	52
第2. 各事業の概要、指摘及び意見について.....	54
1. 園芸アタック応援事業.....	54
2. 園芸作物生産転換促進事業.....	63
3. 園芸産地力強化支援事業.....	64
4. 園芸振興基本戦略推進事業.....	66
5. 園芸産地化チャレンジ事業.....	67
6. 農業経営高度化支援事業.....	71
7. 新潟県農林水産業総合振興事業（大豆・そば・麦生産促進）.....	72
8. 新潟県農林水産業総合振興事業（園芸生産促進）.....	76
9. 経営体育成基盤整備事業.....	79
10. ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業.....	83
11. 機械化・施設化園芸産地育成事業.....	85
12. 園芸産地発展サポート支援事業.....	92
13. 園芸産地化耕作条件改善事業.....	94
14. 畑地帯総合整備事業.....	95
15. 県産農林水産物販売力強化事業.....	96
16. にいがた園芸農産物宣伝会負担金.....	100
17. 新潟県青果物消費拡大推進事業.....	101
18. 花き産業連携促進事業.....	102
19. 県産農林水産物魅力発信事業.....	103
20. 園芸産地化水田フル活用実証事業.....	104
21. 水稻・園芸緊急課題対策研究.....	106
22. にいがた農産物バイオサイエンス活用事業.....	108
23. 新技術等導入プロジェクト事業.....	110
24. 農業総合研究所（試験研究について）.....	112
25. 新潟県農林公社.....	116
26. 新潟県農作物価格安定協会.....	118

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について

3. 外部監査対象期間

令和元年度とするが、必要に応じて過年度及び令和 2 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

4. 外部監査対象部局

・農林水産部

農業総務課、地域農政推進課、農産園芸課、経営普及課、食品・流通課
(必要に応じて関係地域振興局を追加)

・農地部

農地計画課、農地整備課
(必要に応じて関係地域振興局を追加)

5. 特定の事件を選定した理由

広大な県土と豊かな自然に恵まれた新潟県は農業が盛んであり、特に稲作については全国有数の産地である。一方、米の消費量の減少や米価の低下等により、米を中心に農業産出額は減少傾向にあるが、本県では稲作主体の農家が大部分を占めている。

このような状況の中、新潟県では稲作だけに頼らない農業経営への転換に向けた多角化・複合化による経営基盤の強化が課題となっている。その対策の一つとして、新潟県では令和元年 7 月に「新潟県園芸振興基本戦略」(以下「園芸振興基本戦略」という。)を策定するなど、野菜・果樹等の園芸生産の導入・拡大を推進することとしており、園芸生産のノウハウ習得から本格導入・拡大までをシームレスに支援するための多くの施策が実施されているところである。

そのため、園芸を中心とした農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況が効率的、有効的、経済的に行われているかについて検証することに意義があるものと考え、特定の事件(テーマ)として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理が、関係法令等に準拠し適正になされているか。

- ② 農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理が、効率的、有効的、経済的に行われているか。
- ③ その他

(2) 主な監査手続

- ① 入手資料等の閲覧、質問による概況把握
- ② 関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ その他必要とした手続

(3) 監査の結果及び意見

「指摘」と「意見」は以下の考え方により、区分している。

区分	根拠条文	考え方
指摘	地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	財務に関する事務の執行等において違法または著しく不当と判断されるもの。
意見	地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	組織及び運営の合理化のために改善が望まれるもの。

7. 外部監査の実施期間

令和 2 年 9 月 30 日から令和 3 年 3 月 23 日まで

8. 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

丸田 力也 (公認会計士)

(2) 補助者

石倉 毅典 (公認会計士)

尾崎 兼行 (公認会計士)

大木 彩乃 (公認会計士)

横山 良智 (公認会計士)

塩野 裕己 (公認会計士)

本間 雄大 (その他)

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)

- 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。
- 報告書における表及び図は、県及び各対象団体から提出された資料に基づき、必要に応じ監査人が作成したものである。

Ⅱ．監査の対象の概要

第1．新潟県の農業について

1．新潟県の自然と環境

新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置する。東側には朝日山地、飯豊山地、越後山脈が連なり、西側には妙高山などの山々がそびえている。また、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海に注いでいる。川の下流には越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地が広がり、全国有数の食料供給基地を形成している。

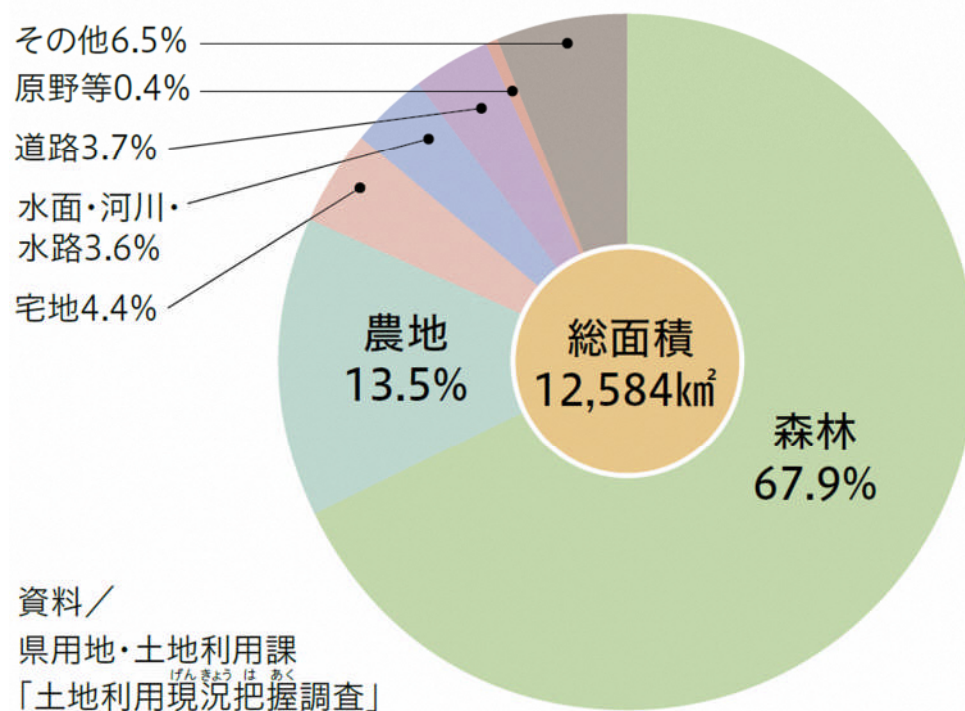
気候・風土は、おおむね阿賀野川を境として、南側は北陸型、北側は東北型に入る。新潟の冬は多くの雪が降り、魚沼地方や上越地方は日本でも特に積雪量の多い地域である。



出典：新潟県のすがた 2020（新潟県ホームページより）

面積は 12,584 km²で全国 5 位となっている。土地の利用状況は以下のグラフのとおり、67.9%を森林が占めており、次いで農地が 13.5%を占めている。

土地利用の様子 平成30年



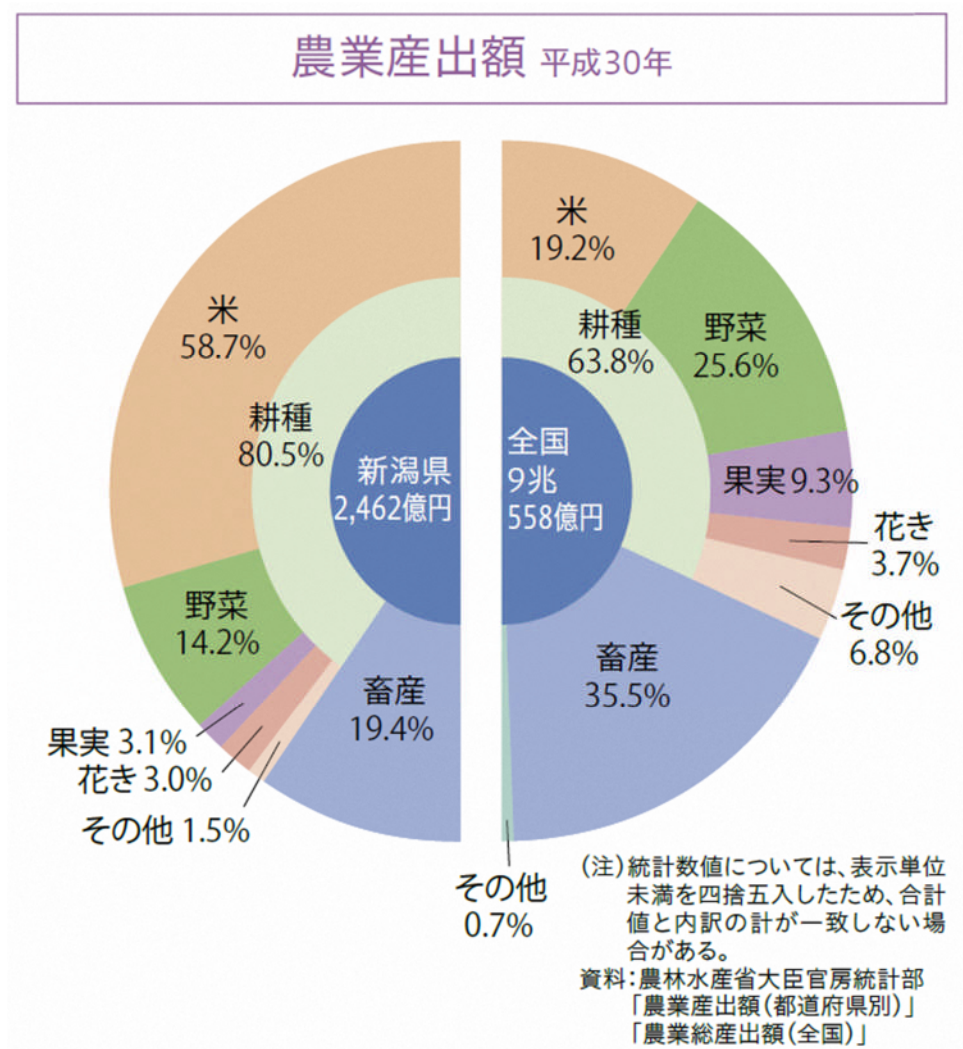
出典：新潟県のすがた 2020（新潟県ホームページより）

2. 新潟県の農業の現状

(1) 概要

前述のとおり、新潟県の総面積 12,584 ㎏のうち、13.5%を農地が占めている。耕地面積は北海道に次ぐ第2位であり、米の生産量は日本一である。砂丘地から山間高冷地までの特色ある気候風土を生かして多種多様な野菜、果物、花きを生産し、えだまめ、すいかの収穫量、ゆりなどの切り花の栽培面積は全国トップクラスである。＜グラフ1＞のとおり、全国平均では米 19.2%、園芸作物（野菜・果実・花きの合計）38.6%、畜産 35.5%となっている一方、新潟県は米 58.7%、園芸作物 20.3%、畜産 19.4%となっている。まさに「新潟といえば米」が見て取れる。

＜グラフ1：農業産出額＞



出典：新潟県のすがた 2020（新潟県ホームページより）

新潟県的主要な農産物には、米に加えて、西洋なし、えだまめ、すいか、かき、いちご、花き（ゆり）、食用ぎくなどがある。かつこ内の順位は、新潟県ホームページより転記している。

① 米（収穫量全国1位）

「コシヒカリ」に代表される米の産地として全国的に有名。新品種の「新之助」は、大粒でコクと甘みがある。



出典：新潟県ホームページ

② 西洋なし（収穫量全国3位）

「西洋なしの貴婦人」と讃えられる「ル レクチエ」は、甘くとろけるような食感と芳醇な香りが特徴。



出典：新潟県ホームページ

③ えだまめ（収穫量全国 6 位）

「新潟茶豆」は、実の薄皮が薄茶色なことから茶豆と名付けられ、茹でた時の独特の芳香と、噛むほどに広がる豊かなうまみが特徴。



出典：新潟県ホームページ

④ すいか（収穫量全国 4 位）

「新潟すいか」は、初夏の日射しと夜半の涼しさが、シャリッとした歯触りと糖度を上げ、おいしいすいかをつくるもので、南魚沼地域の「八色(やいろ)西瓜」は市場から高評価を得ている。



出典：新潟県ホームページ

⑤ かき（収穫量全国6位）

種のない渋柿で「渋（しぶ）」を抜いて出荷している。甘柿にはない甘くて滑らかな食感が特徴。



出典：新潟県ホームページ

⑥ いちご

新潟県オリジナル品種の「越後姫」は、芳醇な香りとジューシーな食感。また、大粒で酸味が少なく甘み強いことが特徴。



出典：新潟県ホームページ

⑦ ゆり（〔切り花〕出荷量全国3位）

落ちついた外観の「スカシユリ」、豪華な「オリエンタル系ユリ」の両方ともほぼ通年出荷。



出典：新潟県ホームページ

⑧ 食用ぎく（収穫量全国4位）

主産地の下越地方では、「かきのもと」と呼ばれている。花弁は赤紫で、ほろ苦い味とシャキシヤキとした歯ごたえの良さが特徴。



出典：新潟県ホームページ

（２）動向

① 全国

我が国の農業総産出額と生産農業所得は平成 27（2015）年から平成 29（2017）年まで３年連続で増加しているものの、長期的には減少している。長期的に減少傾向が続いているのは米の消費の減退によるところが大きく、昭和 59（1984）年には農業産出額 11 兆 7 千億円のうち米が 33.5%、野菜が 16.8%、果実が 8.0%、畜産が 28.1%であったところ、平成 29（2017）年には農業産出額は 9 兆 2 千億円となり、その内訳は米が 18.7%、野菜が 26.4%、果実が 9.1%、畜産が 35.1%となっている。

この 30 年余りで農業産出額は 2 兆 4 千億円減少（20.8%減）している。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	39,300	33.5%	19,014	22.5%	17,357	18.7%
野菜・果実	29,146	24.9%	28,515	33.7%	32,958	35.5%
畜産	32,897	28.1%	25,852	30.5%	32,522	35.1%
その他	15,828	13.5%	11,281	13.3%	9,905	10.7%
合計	117,171	100.0%	84,662	100.0%	92,742	100.0%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

② 新潟県

新潟県の農業総産出額も長期的に見て減少している。昭和 59（1984）年には農業産出額 4,098 億円であったが、平成 29（2017）年には農業産出額は 2,488 億円となり、40%近く減少している。これは全国平均の減少率 20%を大きく上回っている。

内訳を見ると、昭和 59（1984）年は米が 69.6%、野菜が 8.3%、果実が 2.0%、畜産が 14.7%であったところ、平成 29（2017）年は米が 57.0%、野菜が 14.1%、果実が 3.2%、畜産が 20.8%となっている。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	2,852	69.6%	1,669	60.1%	1,417	57.0%
野菜・果実	424	10.3%	440	15.8%	431	17.3%
畜産	601	14.7%	491	17.7%	517	20.8%
その他	221	5.4%	177	6.4%	123	4.9%
合計	4,098	100.0%	2,777	100.0%	2,488	100.0%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

全国動向と同じく、米の消費減退に伴い米の産出額が半減していることで、新潟県全体の農業産出額が大きく減少していることが分かる。従来から新潟県の農業は米の比率が高く、米の消費量の減少や米価の低下等により、新潟県全体の農業産出額は減少が続いている。

一方、ここ 10 年程度を俯瞰すると、全国ベースでは平成 20（2008）年は農業産出額が 8 兆 4 千億円から、平成 29（2017）年には 9 兆 2 千億円となっており、増加トレンドにあることが分かる（増加率 9.5%）。対して新潟県は、平成 20（2008）年の 2,777 億円から平成 29（2017）年の 2,488 億円となっており、減少トレンドが依然として継続している（減少率 10%）。

ここ 10 年程度、全国ベースで増加トレンドにある理由は、野菜・果実や畜産の産出額が増加していることによる。新潟県で減少トレンドとなっている理由を分析するためには、全国ベースと比較するのはもとより、農業環境が近似しているところと比較することが必要であり、県は、園芸振興基本戦略を策定する際、本県と青森県、山形県、長野県、秋田県を比較し、分析を行っている。

次頁以降から分かるとおり、これら自治体のうち、青森県、山形県、長野県は、ここ 10 年程度で農業産出額を増加させており、その理由は園芸品目である野菜・果実の成長によるものである。一方、秋田県は新潟県と類似した農業構造であることから、新潟県と同様減少トレンドとなっている。

③ 他県比較

ア. 青森県

青森県は、直近 10 年では農業産出額が 2,828 億円から 3,103 億円に増加している（増加率 9.7%）。増加額 275 億円は主に園芸品目である野菜・果実が 276 億円増加していることによる。

また、昭和 59（1984）年には米の比率が 4 割程度と最も大きかったが、平成 29（2017）年には米の比率が 2 割を下回り、野菜・果実が最も大きな比率を占めている。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	1,409	40.7%	576	20.4%	513	16.5%
野菜・果実	1,254	36.2%	1,294	45.8%	1,570	50.6%
畜産	606	17.5%	813	28.7%	915	29.5%
その他	193	5.6%	145	5.1%	105	3.4%
合計	3,462	100.0%	2,828	100.0%	3,103	100%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

イ. 山形県

山形県は、直近 10 年では農業産出額が 2,097 億円から 2,441 億円に増加している（増加率 16%）。増加額 344 億円は主に園芸品目である野菜・果実が 321 億円増加していることによる。

また、昭和 59（1984）年には米の比率が 6 割弱と最も大きく、現在の新潟県と同じような構造であったが、平成 29 年（2017）年には米の比率が 4 割を下回り、野菜・果実が最も大きな比率を占めている。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	1,914	58.5%	854	40.7%	850	34.8%
野菜・果実	643	19.7%	797	38.0%	1,118	45.8%
畜産	562	17.2%	333	15.9%	367	15.0%
その他	154	4.6%	113	5.4%	106	4.4%
合計	3,273	100.0%	2,097	100.0%	2,441	100%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

ウ. 長野県

長野県は、直近 10 年では農業産出額が 2,238 億円から 2,475 億円に増加している（増加率 10.6%）。増加額 237 億円は主に園芸品目である野菜・果実が 288 億円増加していることによる。長野県は昭和 59（1984）年時点から野菜・果実の割合が最も高かったが、平成 29（2017）年には更にその割合を伸ばし、野菜・果実が全体の 6 割程度を占めている。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	956	28.6%	490	21.9%	472	19.1%
野菜・果実	1,314	39.3%	1,177	52.6%	1,465	59.2%
畜産	688	20.6%	319	14.3%	300	12.1%
その他	389	11.5%	252	11.2%	238	9.6%
合計	3,347	100.0%	2,238	100.0%	2,475	100.0%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

エ. 秋田県

秋田県は、直近 10 年では農業産出額が 1,849 億円から 1,792 億円に減少している（減少率 3.1%）。米の産出額が大きく減少していること、米への依存度が 6 割程度と全国平均等と比較しても高いこと、野菜・果実の産出額が横ばいとなっていることから、新潟県と非常に類似した農業構造である。

ただし、秋田県は、近年では園芸メガ団地の育成などに積極的に取り組んでおり、野菜・果実の園芸分野における産出額は直近データである平成 30（2018）年には 380 億円となっており、徐々に増加の兆しを見せている。

（単位：億円）

	昭和 59（1984）年		平成 20（2008）年		平成 29（2017）年	
		構成		構成		構成
米	2,166	69.1%	1,092	59.1%	1,007	56.2%
野菜・果実	341	10.9%	362	19.6%	348	19.4%
畜産	455	14.5%	302	16.3%	366	20.4%
その他	173	5.5%	93	5.0%	71	4.0%
合計	3,135	100.0%	1,849	100.0%	1,792	100.0%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」

このように、直近 10 年で農業産出額が増加しているところは、園芸品目の成長がけん引役となっているが、新潟県は、米だけでなく園芸産出額も減少傾向である。

④ 新潟県における農林水産業費

次に、新潟県における農林水産業費の状況を概観する。農林水産業費は、農林水産業を振興するための歳出である。表１のとおり、令和元（2019）年度を含む過去５年間の、新潟県の一般会計の目的別支出状況を見ると、農林水産業費は一般会計の１割弱で推移している。また、投資的経費の比重が高い新潟県では、図１にあるとおり、農林水産業費の構成比が全国と比較して高くなっている。

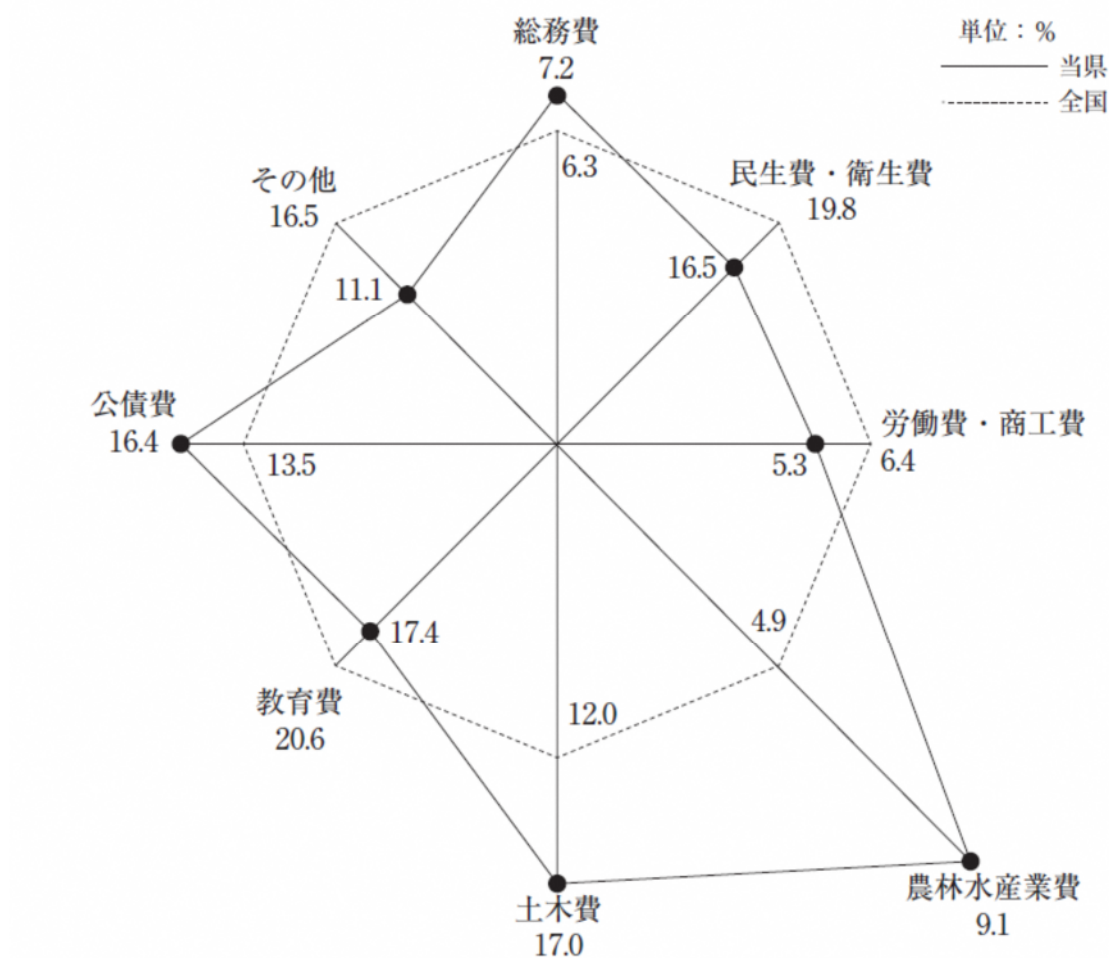
【表１：一般会計決算額（目的別）の推移】

（単位：百万円）

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
議会費	1,363	1,399	1,372	1,389	1,356
総務費	49,835	37,452	32,346	36,387	64,745
県民生活・環境費	8,050	7,734	8,109	8,439	9,949
福祉保健費	164,336	162,211	163,115	160,973	168,636
労働費	2,514	2,034	2,151	2,087	2,067
産業費	53,516	49,565	46,965	47,265	40,435
農林水産業費	72,589	82,344	88,337	93,289	93,671
土木費	165,177	154,362	151,475	156,607	177,021
警察費	49,598	50,569	50,192	51,461	52,216
教育費	214,843	216,525	180,423	181,234	175,348
災害復旧費	5,244	2,732	5,405	12,835	7,927
県債費	313,373	313,635	297,300	293,270	300,999
諸支出金	140,769	128,873	138,302	129,146	121,562
合計	1,241,207	1,209,434	1,165,491	1,174,383	1,215,934

出典：新潟県ホームページ「歳入歳出決算数値」

【図 1：一般会計決算額の全国比較】



出典：新潟県 令和2年度第2回財政事情（令和2年12月）

⑤ 農林水産業費と農業産出額の対比

農林水産業費は、農林水産業を振興するための歳出である。また、農林水産業の振興を図る指標の一つとして、11～14 ページに記載の農業産出額がある。

そのため、農林水産業費を投じることで農業産出額が生み出されていると考えれば、農林水産業費と農業産出額を対比させることで、農林水産業費の支出に関する効率性が理解できると考えた。

この対比によって求めるものを以下「農業産出率」とし、新潟県及び他県（青森県、秋田県、山形県、長野県）の農業産出率を比較する。

なお、農林水産業費の支出年度に、そのまま成果として農業産出額が発現するわけではないことから、ここでは過去5年平均の農業産出率を算出した。また、農林水産業費の中にはほ場整備等の農地整備費と、農業産出額と紐づかない漁業費と林業費が含まれているが、全体傾向を把握する趣旨から、農地費、漁業費及び林業費は含めたままとしている。

【表 2：農業産出率 他県比較（5 年推移）】

		平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	5 力年 平均
新潟県	①農業産出額（億円）	2,448	2,388	2,583	2,488	2,462	2,474
	②農林水産業費（億円）	833	726	823	883	933	868
	③農業産出率（①÷②）	2.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.8
秋田県	①農業産出額（億円）	1,473	1,612	1,745	1,792	1,843	1,693
	②農林水産業費（億円）	609	520	569	673	700	614
	③農業産出率（①÷②）	2.4	3.1	3.1	2.7	2.6	2.8
青森県	①農業産出額（億円）	2,879	3,068	3,221	3,103	3,222	3,099
	②農林水産業費（億円）	652	553	561	522	517	561
	③農業産出率（①÷②）	4.4	5.5	5.7	5.9	6.2	5.5
山形県	①農業産出額（億円）	2,128	2,282	2,391	2,441	2,480	2,344
	②農林水産業費（億円）	430	436	450	469	455	448
	③農業産出率（①÷②）	4.9	5.2	5.3	5.2	5.5	5.2
長野県	①農業産出額（億円）	2,322	2,420	2,465	2,475	2,616	2,460
	②農林水産業費（億円）	539	447	396	407	418	441
	③農業産出率（①÷②）	4.3	5.4	6.2	6.1	6.3	5.6

（注）農業産出額の推計期間は毎年 1 月から 12 月までの 1 年間（暦年）であり、農林水産業費は毎年 4 月から 3 月までの 1 年間である。

出典： 農業産出額は農林水産省「生産農業所得統計」、農林水産業費は各県ホームページ

その結果、米どころの新潟県と秋田県は 2.8 と低く、園芸の盛んな青森県、山形県、長野県は 5 以上となり、高い傾向が見られた。

更に、平成 26（2014）年度と平成 30（2018）年度の比較を行うと、米どころの 2 県は大きな変化がないが、園芸の盛んな 3 県は 5 年間で農業産出率が向上していることも見て取れる。

次に、全国 47 都道府県での農林水産業費、農業産出額を確認し、農業産出率を計算する。

まず、新潟県及び新潟県がベンチマークしている 4 県を見ると、表 3 にあるとおり、新潟県は農林水産業費の支出額では全国で 3 番目に多く、農業産出額は全国で 12 位となっているが、農業産出率では 32 位となっており、秋田県は 34 位となっている。一方、園芸の盛んな青森県、山形県、長野県は全国でも上位に位置している。

更に、全都道府県を見ると、農業産出率上位 10 県は園芸産出額の 1 位部門が野菜 5 県、畜産 5 県となっていることが特徴である。上位 20 道県で見ても野菜と畜産がほとんどを占めていることが分かる。

なお、山形県は新潟県と同様、農業産出額の 1 位部門が米（農業産出額 850 億円）であるにも関わらず、農業産出率は 13 位と比較的上位に位置している。これは、2 位部門の果実（同 705 億円）と 3 位部門の野菜（同 413 億円）を合計して園芸全体として見ると、同 1,118 億円となり、米の農業産出額を大きく上回っているためだと考えられる。

【表 3：平成 29（2017）年度 農業産出率順位表】

都道府県名	農業産出額		農林水産業費		農業産出率		農業産出額 1 位部門
	(億円)	順位	(億円)	順位	(倍)	順位	
茨城県	4,967	3	391	22	12.7	1	野菜
千葉県	4,700	4	441	19	10.7	2	野菜
埼玉県	1,980	18	208	42	9.5	3	野菜
栃木県	2,828	9	344	30	8.2	4	畜産
群馬県	2,550	11	339	31	7.5	5	畜産
鹿児島県	5,000	2	775	6	6.5	6	畜産
長野県	2,475	13	407	21	6.1	7	野菜
青森県	3,103	8	522	14	5.9	8	畜産
宮崎県	3,524	5	597	12	5.9	9	畜産
神奈川県	839	35	144	46	5.8	10	野菜
熊本県	3,423	6	651	10	5.3	11	野菜
静岡県	2,263	15	433	20	5.2	12	野菜
山形県	2,441	14	469	16	5.2	13	米
北海道	12,762	1	2,530	1	5.0	14	畜産
和歌山県	1,225	28	249	39	4.9	15	果実
愛知県	3,232	7	712	7	4.5	16	野菜
岡山県	1,505	23	349	28	4.3	17	畜産
広島県	1,237	27	287	36	4.3	18	畜産
高知県	1,193	29	284	37	4.2	19	野菜
香川県	835	36	212	41	3.9	20	畜産
佐賀県	1,311	24	339	31	3.9	21	野菜
岩手県	2,693	10	699	8	3.9	22	畜産
滋賀県	647	41	172	44	3.8	23	米
福岡県	2,194	16	598	11	3.7	24	野菜
愛媛県	1,259	26	349	28	3.6	25	果実

都道府県名	農業産出額		農林水産業費		農業産出率		農業産出額 1 位部門
	(億円)	順位	(億円)	順位	(倍)	順位	
徳島県	1,037	32	293	35	3.5	26	野菜
奈良県	430	45	124	47	3.5	27	野菜
長崎県	1,632	22	475	15	3.4	28	畜産
山梨県	940	34	280	38	3.4	29	果実
三重県	1,122	31	351	27	3.2	30	畜産
京都府	737	38	247	40	3.0	31	野菜
新潟県	2,488	12	883	3	2.8	32	米
大分県	1,273	25	463	17	2.7	33	畜産
秋田県	1,792	20	673	9	2.7	34	米
岐阜県	1,173	30	451	18	2.6	35	畜産
鳥取県	765	37	301	34	2.5	36	畜産
宮城県	1,900	19	843	4	2.3	37	畜産
兵庫県	1,634	21	806	5	2.0	38	畜産
福島県	2,071	17	1,027	2	2.0	39	米
大阪府	357	46	180	43	2.0	40	野菜
山口県	676	39	352	25	1.9	41	米
沖縄県	1,005	33	545	13	1.8	42	畜産
東京都	274	47	149	45	1.8	43	野菜
島根県	613	42	352	25	1.7	44	畜産
富山県	661	40	391	22	1.7	45	米
福井県	473	44	323	33	1.5	46	米
石川県	548	43	391	22	1.4	47	米

（注１）農林水産業費には、ほ場整備等の農地費、漁業費及び林業費を含む。

（注２）農業産出額の推計期間は毎年１月から１２月までの１年間（暦年）であり、農林水産業費は毎年４月から３月までの１年間である。

出典： 農業産出額は農林水産省「生産農業所得統計」、農林水産業費は各県ホームページ

以上のとおり、農業振興すなわち農業産出額をいかに効率的に生み出すかという観点で言えば、畜産部門や野菜・果実といった園芸部門をどれだけ成長させることができるかということが重要であることが分かる。

⑥ 新潟県と山形県の比較

ここでは、新潟県と山形県の比較を更に詳細に見る。新潟県と山形県は以下の点で類似している。

- 農業産出額の規模がほぼ同じであること
平成 29（2017）年 農業産出額 新潟県 2,488 億円（12 位） 山形県 2,441 億円（14 位）
- 農業産出額の 1 位部門が米であること
- 日本海側に面し、環境条件が類似していること
平成 29（2017）年 年間日照時間合計 新潟市 1,832 時間 山形県酒田市 1,777 時間
(出典：気象庁ホームページ)

次に、新潟県と山形県の農業産出額と農林水産業費をより詳細に分析する。なお、農林水産業費の決算額内訳のうち、農業産出額と関係しない水産業費と林業費は農林水産業費から除く。

【表 4：新潟県 農林水産業費の決算額内訳（平成 29（2017）年度）】

(単位：億円)

内訳	決算額	水産業費・林業 除く	集約 (注)	集約後の内訳 (注)
農業総務費	38	38	160	農業費
地域農政推進費	68	68		
農産園芸費	13	13		
経営普及費	35	35		
食品・流通費	3	3		
畜産業費	9	9	9	畜産業費
水産業費	34	—	—	—
林業費	123	—	—	—
農地管理費	53	53	554	農地費
農地基盤整備費	487	487		
農地計画費	13	13		
合計	883	725	725	

(注) 山形県の内訳と合わせるため、監査人にて独自に集約表示した。

【表 5：山形県 農林水産業費の決算額内訳（平成 29（2017）年度）】

（単位：億円）

内訳	決算額	水産業費・林業除く
農業費	112	112
畜産業費	33	33
農地費	242	242
林業費	61	—
水産業費	19	—
合計	469	388

出典：山形県ホームページ

【表 6：新潟県と山形県の比較】

項目	内訳	新潟県	山形県
農林水産業費 （水産業費・林業費除く） 単位：億円	a. 農業費	160	112
	b. 農地費	554	242
	c. 畜産業費以外(a+b)	715	355
	d. 畜産業費	9	33
	e. 合計(c+d)	725	388
農業産出額 単位：億円	f. 米	1,417	850
	g. 園芸	431	1,118
	h. その他	123	106
	i. 畜産以外(f+g+h)	1,971	2,074
	j. 畜産	517	367
	k. 合計(i+j)	2,488	2,441
農業産出率 単位：倍	l. 畜産以外(i÷c)	2.8	5.8
	m. 畜産(j÷d)	52.6	11.1

表 6 にあるとおり、農業産出率は畜産以外の部門では新潟県が 2.8、山形県が 5.8 となっている。畜産部門では新潟県が 52.6、山形県が 11.1 となっている。

新潟県は、畜産部門（m）では非常に効率よく農業産出額を生み出していることが分かる。一方、畜産以外の部門（l）では、これまでのほ場整備の実施状況（ほ場整備率）や農地費の状況を考慮する必要があるが、単純比較すると山形県の半分以下の効率性となっている。

また、同様の考慮が必要であるが、農林水産業費を見ると、新潟県は、農地費（b）が554億円と山形県の倍以上となっており¹、結果として農業産出額の米（f）が山形県の倍近くとなっている。しかし、農業費（a）は新潟県が160億円と山形県を上回る支出をしているにもかかわらず、園芸（g）は山形県の3分の1程度となっている。

この分析結果からも分かるように、農業規模も環境も類似した山形県と大きく差が開いている理由は、米、園芸、畜産の中で園芸が大きく遅れを取っているためと推測される。そのため、新潟県が農業振興のために園芸を積極的に推進していくことは理解ができる。

（3）食料自給率

これまで見てきたように、農業産出額をどの程度効率的に生み出しているかという観点、新潟県が限りある財源の中でいかにして農業を成長させるかという点で重要である。また、農業の重要な役割として食料自給率への貢献度合いがある。そこで、食料自給率の観点でも他県比較を行う。

なお、食料自給率にはカロリーベースと生産額ベースの2種類が存在するが、ここでは生産額ベースを記載している。

【表7：食料自給率（生産額ベース）】

（食料自給率（生産額ベース）＝食料の国内生産額（円）÷食料の国内消費仕向額（円）×100）

	生産額ベース（単位：％）				
	平成 10 （1998）年	平成 20 （2008）年	平成 29（2017）年		
				全国 順位	平成 10 年 からの増減
青森県	193	211	236	3	43
秋田県	144	138	141	11	△ 3
山形県	157	153	173	6	16
新潟県	111	112	104	20	△ 7
長野県	128	122	125	14	△ 3
（参考）全 国	71	66	66	－	△ 5
（参考）東京都	5	5	3	47	△ 2

出典：農林水産省ホームページ

¹ 山形県との比較に当たっては、山形県よりも耕地面積が広く（新潟県：170,100ha、山形県：117,700ha（平成29年度））、かつ、水稲作付面積が広いこと（新潟県：120,900ha、山形県：69,300ha（平成29年度））、また、新潟県は低平地が多く、過去においては場整備よりも排水対策を先行して実施してきた経緯があり、全国よりもほ場整備率が低く、現在多くのほ場整備を実施していることなどを考慮する必要がある。

新潟県は、主な生産物である米の産出額が減少しているに伴い、食料自給率が減少していると考えられる。

一方、ここでも特徴的なのは山形県である。山形県は、農業産出額の1位部門が米であるが、米の消費減退といった外部環境要因があるにも関わらず、食料自給率が上昇している。これは前述のとおり、果実・野菜の園芸部門が米を上回っていることに加えて、園芸部門が年々成長していることによるものと考えられる。

山形県は、30年ほど前は、新潟県と同じく米を中心とした農業であったが、現在では新潟県とは異なり、園芸を中心とした農業となっている。そして、農業振興の効率性でも全国上位であり、食料自給率も173%と全国6位で上位にある。すなわち、農業振興を効果的に進めつつ、国内（特に東京などの消費地）への食料供給にも貢献していると考えられる。

3. 新潟県の農業の課題 ～米の一本足打法からの脱却～

これまで見てきたとおり、米の需要減退などによる国内消費動向は大きく変化しているが、新潟県は30年以上、米への依存度が高い状況が継続しており、結果として農業産出額の減少に歯止めがかからない状態となっている。そのため、新潟県農業の持続的な成長発展のためには、いわゆる「米の一本足打法」からの脱却が重要な課題となっている。

第2．新潟県園芸の動向、施策の成果及び課題

新潟県は、強みである米に加え、県内各地で地域の特性や優位性を生かした園芸生産の取組を拡大して「儲かる農業」を実現することで、農業者の所得を向上させ農業を成長産業とさせることを目指している。ここで、これまでの新潟県の園芸の動向や園芸関連施策への取組状況について、新潟県が毎年公表している「新潟県の農林水産業」に基づき、確認する。

1．園芸の動向²

平成30（2018）年の園芸産出額は減少した。

記録的な猛暑や干ばつ、大型台風の度重なる襲来などにより、生育に大きな影響を与えた。このため、野菜では、ねぎ、だいこん、ばれいしょ等で、単価高の一方で出荷量が少なかったことから、産出額は前年に比べて6億円減少した。

また、果樹は西洋なしの出荷量の減少により2億円の減少、花きは鉢もの類の出荷量及び単価の下落により1億円の減少、工芸作物は葉たばこの出荷量の減少により3億円減少した。

2．園芸関連事業への取組状況と成果³

平成30（2018）年度に取り組まれた園芸振興関連事業の実施状況とその成果は次のとおりである。

（1）新たな担い手確保と受入体制の整備

米の消費量が減少する中で、稲作経営体の所得確保を図るために、水田や水稻育苗ハウスなどの既存の稲作経営資源を活用した「新潟スタイル園芸」の取組を推進した。

水田活用では、主にえだまめ、キャベツ、たまねぎの導入が進んだ。

水稻育苗ハウス活用では、契約栽培のトマトを中心に取組が広がる中、取組者が育苗ハウスの他に園芸専用ハウスでの施設園芸を開始するなど、園芸の本作化の事例も見られた。

推進の結果、水田活用では142件、156.6ha、販売額見込み約5.1億円、水稻育苗ハウス活用では129件、4.9ha、販売額見込み約8千万円となり、全体では取組当初の約9倍の面積に拡大した。

また、果樹産地の継続的な発展に向け、廃園が懸念される樹園地を栽培しやすい園地に再生し、新規取組者への継承を推進した。その結果、日本なして認定新規就農者がジョイント栽培園地を整備するとともに、新たにももで樹園地の改植に向けた大苗育苗体制が構築され、新規取組者の確保・育成に向けた取組が進展した。

（2）生産効率化による産地拡大と新たな大規模園芸産地の育成

ア 機械化一貫体系の推進による大規模園芸産地の育成

² 出典：令和元年度「新潟県の農林水産業」

³ 出典：平成30年度「新潟県の農林水産業」

長岡地域、上越地域のえだまめでは、稲作法人が収穫機を導入し、周辺農家の収穫作業を受託するとともに、ＪＡにおいて自動袋詰機や洗浄機を増強し、共同選別・調整作業体制を強化することで産地が拡大した。

また、巻・三条地域のたまねぎでは、新たに育苗施設や定植機等の整備を進めることで、稲作法人を中心に取組が拡大した。

イ ほ場整備を契機とした大規模園芸産地の育成

ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大を推進するため、令和元（2019）年度以降の新規着工地区については、地区面積の２割以上などで園芸品目導入を目標とし、ほ場整備計画の策定を開始した。

また、地域振興局単位での推進体制を整備するとともに、モデル地区における技術実証や地域での機械実演会により、ほ場整備計画地区における園芸導入・拡大計画の検討が進むよう支援した。

ウ 生産者が共同で利用する施設園芸団地の形成

新規導入者とベテラン生産者が同一品目を栽培し、施肥や農薬散布などの作業を共同で行うことで新規導入者の早期技術習得を図るほか、作業の省力化や生産性の向上及び所得の向上を目的とした園芸ハウス団地の整備を支援した。

平成 30（2018）年度に整備した２地区では、すいか、メロン、小松菜等の栽培を開始した。

エ 既存産地の体質強化

既存の園芸産地の強化に向け、平成 30（2018）年度は 13 の産地が自ら産地発展計画を作成し、産地の課題を解決する取組を推進した。その結果、えだまめの産地化に向けた新規取組者の確保や、アスパラガスやにんじんの首都圏出荷に向けた販路開拓などが行われ、産地の販売額の増加につながることが見込まれる。

オ 加工・業務用野菜等の産地の拡大

価格変動リスクの軽減を図るとともに、県産品に対する県内食品産業の要望に応えるため、加工・業務用産地での生産拡大や出荷体制の整備を推進したことで、たまねぎ、キャベツの加工・業務用野菜の出荷量は順調に増加している。

カ 首都圏等で評価の高い品目の生産拡大

えだまめでは、新興産地における機械化一貫体系整備や、ＪＡによる共同集出荷体制の構築により面積が拡大した。また、県育成品種の早生茶豆「新潟系 14 号」の市場からの高評価が定着してきており、本茶豆とのリレー出荷による店頭の売り場確保につながり、有利販売に結び付いた。

ル レクチエでは、夏の干ばつによる小玉傾向と度重なる台風による落果の影響で、出荷量が減少した。セイヨウナシ褐色斑点病の発生は、産地において対策が徹底されたため減少した。

3. 園芸の課題と方向性

ここまで見てきたとおり、これまでも園芸の拡大に向けた取組は行われているが、園芸振興に
関しての課題も浮き彫りとなった。園芸振興に関する課題は以下のとおりである。

	課題	方向性
担い手確保	園芸導入により、個々の農家の経営改善は一定程度図られたものの、水稲作業との競合等があり規模拡大が進まず、産地化にまで至っていない状況である。	個々の経営に着目した推進から、まとまりを持った産地に着目した推進が必要である。 育苗や出荷作業等の共同化・受委託体制の整備など、園芸を導入・拡大しやすい環境づくりが必要である。
機械化・施設化の推進	新規産地は育成されつつあるが、機械化が遅れた産地では、作業量が多く規模拡大が難しい状況である。また、本県園芸品目は高品質との評価はあるが、需要に対応できる大規模な産地が少ない状況である。 排水対策による水田の汎用化を推進してきたが、園芸への取組は低調であり、その原因として排水不良やかん水不足による収量・品質低下が発生していたことがある。	生産から販売まで一貫した大規模園芸産地の将来ビジョンの策定と、その実現に向けた条件整備の支援が必要である。 園芸作物の生育ステージに合わせて「良好な排水」と「適度な土壌水分」を維持できるかんがい排水技術の確立が必要である。
ブランド力の向上	「えだまめ」や「ル レクチエ」以外の品目への広がりがみられない。 品質は高く評価されているものの、首都圏実需者が積極的に展開していくための必要量が満たされていない。	首都圏実需者と連携し、より一層、県産農林水産物全体の魅力を首都圏消費者に発信していくことが必要である。 園芸品目の生産拡大を図るとともに、県産農林水産物のけん引役たる個別品目のブランド強化を引き続き高め、販路開拓を推進する。

出典：園芸振興基本戦略（資料編）

第3．園芸振興基本戦略

1．戦略策定の経緯

23 ページに記載のとおり、米の需要減退などによる国内消費動向は大きく変化しているが、新潟県は 30 年以上、米への依存度が高い状況が継続しており、結果として農業産出額の減少に歯止めがかからない状態となっている。そのため、新潟県農業の持続的な成長発展には、いわゆる「米の一本足打法」からの脱却が、重要な課題となっている。

これまでも、園芸振興に関する取組が継続して行われてきていることは 26 ページまでで見てきたとおりであるが、これまで取り組んできた園芸振興関連事業の課題に対応し、園芸振興をより一層加速させ、「米の一本足打法」からの脱却を図るべく、平成 31（2019）年 2 月に新潟県農業改革基本戦略推進会議を設置して、園芸振興基本戦略の検討が開始された。この会議での検討に加え、関係機関・団体や農業者の方々などからの意見聴取や県議会の議論を経て、令和元（2019）年 7 月 31 日に園芸振興基本戦略が策定された。

園 芸 戦 略 の 概 要

1 基本的な考え方

園芸の機械化や施設化、農地の汎用化などを積極的に推進して生産効率の高い産地を育成し、園芸生産の拡大を図る。

2 本県園芸生産の目指す姿

本県の強みである米に加え、園芸生産の取組が拡大して儲かる農業を実現することで、農業者の所得が向上し農業が成長産業となっていく姿を目指す。

3 目標

- (1) 販売額1億円以上産地数を倍増させる。
- (2) 園芸の栽培面積1,000ha増を目指すとともに、新たに園芸に取り組む農業者の拡大を図る。

4 推進期間

令和元（2019）年から令和6（2024）年までの6年間

5 本県園芸生産の目指す姿の実現に向けた取組

- (1) 農業者の園芸導入に対する意欲の喚起
 - ア 園芸導入に対する機運の醸成
 - イ 園芸導入・拡大に向けた支援体制の整備

- (2) 大規模園芸産地の創出
 - ア 園芸の担い手確保
稲作主体の農業者等への園芸導入や園芸農家の法人化の推進等
 - イ 園芸生産の導入・拡大
機械化、施設化、共同化などの産地体制整備を推進

- (3) 園芸品目の販路拡大と新潟の園芸産地イメージの確立
 - ア 園芸品目の販路拡大
県内外の市場や新たな販路開拓、加工・業務用等への対応を強化
 - イ 新潟の園芸産地イメージの確立
評価の高い品目のブランド力をさらに高め、本県の産地イメージを訴求

6 推進体制

- (1) 県段階の推進体制
- (2) 地域段階の推進チーム
- (3) 産地段階の取組

2. 基本的な考え方と目指す姿

主食用米の需要減少が見込まれる中、農業経営が持続的に発展するためには、米だけに依存せず、経営基盤を強化することが重要であり、儲かる農業の実現に向けて、園芸導入により稲作経営体の経営の幅を広げるとともに、機械化や施設化、農地の汎用化などを積極的に推進して生産効率の高い産地を育成し、園芸生産の拡大を図ることとし、園芸導入・拡大に向けて様々な挑戦する農業者や産地を、関係機関・団体が一体となって、生産から販売まで一貫してサポートすることを基本的な考え方としている。

そして、このような基本的な考え方のもと、本県の強みである米に加え、県内各地で地域の特長や優位性を生かした園芸生産の取組が拡大して儲かる農業を実現することで、農業者の所得が向上し農業が成長産業となっていく姿を目指している。

3. 戦略目標

本県園芸生産の目指す姿の実現に向けて、一連の機械・施設など効率的な産地体制を整備し、園芸に取り組みやすい環境とすることで面的拡大を進め、販売額1億円規模の園芸産地を創出し、将来的に全国の消費者からも認知される生産規模の園芸産地を育成することとしている。

また、園芸の取組の裾野を広げる観点で、県内全域での園芸の栽培面積増を目指すとともに、様々なアプローチでチャレンジする農業者の拡大を図ることとしている。

これらを踏まえて、県全体の目標を次のとおり設定している。

【県全体の目標】

1. 販売額1億円以上産地数を倍増させる

現状：51産地→目標：101産地

現在、販売額1億円以上の産地は、更に販売額1億円アップを目指す

2. 園芸の栽培面積1,000ha増を目指すとともに、新たに園芸に取り組む農業者の拡大を図る

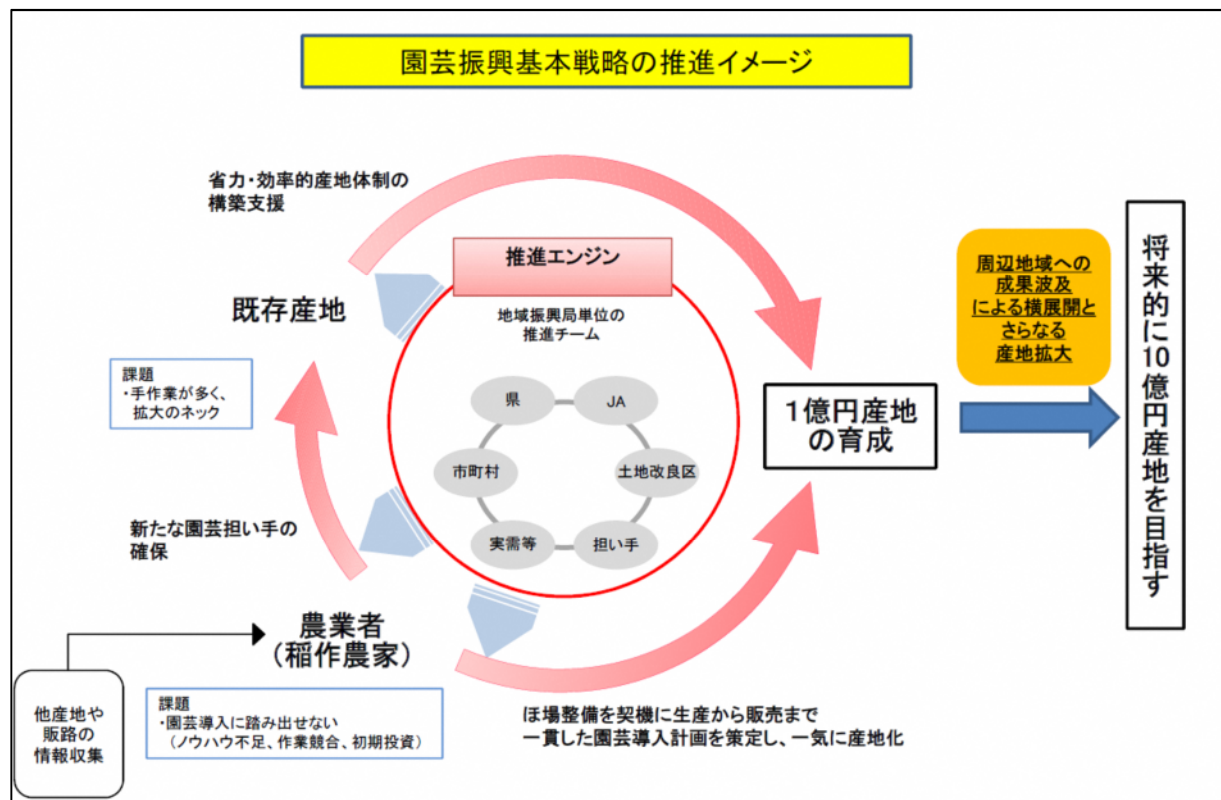
4. 推進期間・体制

(1) 推進期間

園芸振興基本戦略の推進期間は、新潟県総合計画と合わせ、令和元（2019）年から令和6（2024）年までの6年間とされている。

(2) 推進体制

県段階及び地域振興局段階で、市町村、JA、NOSA I、土地改良区、県などの関係機関・団体等が一体となった推進体制を整備し、園芸生産の拡大を推進するとともに、適地適作を基本とし、各地域で産地計画を策定・実践することとされている。



出典：園芸振興基本戦略（資料編）

5. 関連する上位計画

(1) 新潟県総合計画

新潟県は「新潟県総合計画」を策定し、平成 31（2019）年 3 月に公表している。当該計画は、将来の目指すべき新潟県の姿を明らかにし、今後の県政運営の総合的・基本的な指針として、県政の各分野のあらゆる計画やビジョンの基本となる、県の最上位の行政計画であり、計画期間は 8 年間（平成 29（2017）年度から令和 6（2024）年度まで）である。また、具体的な施策・事業等の立案・実施に向けて、毎年度の予算編成の基本となる計画である。

当該計画において、農林水産業については「付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現」というテーマを掲げている。この中で、新潟県の農林水産業について次のとおりとしている（抜粋）。

1 現状・課題

本県の農業構造は、稲作主体の小規模な兼業農家が多く、高齢化が進んでいる。

また、米の消費量の減少や米価の低下等により、米を中心に農業産出額は近年減少が続いている中で、行政による主食用米の生産数量目標の配分がなくなり、農業者自身が需要に応じた生産に取り組む必要がある。

一方で、近年、農業法人数は増加傾向にあり、専業農家などの担い手への農地集積率も向上している。

今後、農業者の所得向上を図るためには、規模拡大や生産コストの低減を進めるとともに、稲作だけに頼らない農業経営への転換に向けた多角化・複合化、県産農産物の付加価値向上を推進する必要がある。

また、農業経営の体質強化のため、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

2 政策の展開・取組

規模拡大や生産コストの低減、稲作だけに頼らない農業経営への転換に向けた多角化・複合化等による経営基盤の強化と、県産農産物の付加価値向上を進めることにより、本県農業を発展させる。

■ 経営基盤の強化

野菜や果樹等は、加工・業務用の実需者や首都圏市場等も含めたニーズに応えるため、機械化による規模拡大や施設化等を推進し、生産拡大を図るとともに、水田等の活用による稲作農家への園芸導入を進める。

■ 県産農産物のブランド力の向上

食味・品質を重視した生産を基本に、需要に応じた安定供給体制を構築するとともに、消費形態の変化に対応した多様な販路の確保と情報発信を進めることで、消費者・実需者の信頼を確保し、県産農産物のブランド力の向上を図る。

本県の誇る優れた農産物を新潟ブランドとして積極的にPRすることにより、大都市圏等で流通・消費を拡大する地産他消を推進する。

■ 水田フル活用に向けた生産基盤の整備

農地を効率よく担い手に集積・集約化し、生産性の向上に資する農地の大区画化と園芸導入を可能とする水田の汎用化を推進する。

また、新潟県総合計画に関連する個別計画として、にいがたAFFリーディングプラン（以下「AFFリーディングプラン」という。）が策定されている。

（２）AFFリーディングプラン

AFFリーディングプラン※（新潟県農林水産業施策推進計画）は、新潟県総合計画で示している農林水産業の政策展開の実現に向け、政策の方向をより具体化した計画として位置づけられている。

※ 新潟県農林水産業（Agriculture, forestry, and fisheries⇒AFF）施策推進計画（leading plan：主要な計画）の呼称

AFFリーディングプランには、園芸に関するより詳細な記載があるため、関連する箇所を以下に抜粋した。

県内外の需要に応えられる園芸生産の拡大

【現状】

- 園芸の経営体数と作付面積は減少傾向であり、産出額も作柄や販売単価による年次変動はあるが、近年は減少傾向で推移している。このような中で、えだまめやたまねぎ等では新たな産地形成の動きも出ている。
- 本県産青果物の流通量の県内シェアは年々増加し、近年では３割程度となっている。一方、首都圏市場では、本県産のえだまめやルレクチエなどを中心に、品質は評価されているものの、シェアは低い状況である。

【問題点と推進方向】

- 園芸農家の高齢化や離農などで産地の担い手が不足していることから、稲作農家等への園芸導入を推進するなど、新たな担い手の確保を図る。
- 園芸産地の多くは機械化が不十分で小規模にとどまっていることから、生産を効率化して規模の拡大を進める。
- 本県の園芸品目は首都圏市場等からニーズがあるものの、現在の生産規模では十分に供給できないことから、需要に対応できる新たな大規模園芸産地の育成を推進する。

【具体的な取組】

（１）新たな担い手確保と受入体制の整備

- 稲作農家の所得確保に向け、既存資源である水田や育苗ハウスを活用した園芸生産を推進するとともに、園芸の新たな担い手として育成する。
- 産地における離農や規模縮小に伴い、遊休化が懸念される樹園地や砂丘畑・施設を有効活用して、新たな取組者を受け入れる仕組みづくりを支援する。

（２）生産の効率化による既存産地の拡大

- 露地園芸では、産地内の農家間連携や作業受委託体制の構築、機械の共同利用などにより、産地の持続的な生産体制の確立を図る。
- 施設園芸では、導入に必要な技術習得や労力の融通など、法人等が相互に補完しあう体制の構築を支援するとともに、複合環境制御装置の導入などにより、施設の自動化・省力化を進め、生産の効率化を進める。
- 果樹園芸では、省力栽培技術等の導入を推進することで、栽培面積の維持・拡大を図る。

（３）新たな大規模園芸産地の育成

- 安定した品質でまとまった出荷量を確保できる生産体制や、加工・業務用を含め市場・実需者と連携した販路の確保など、産地が作成する生産から販売までの一貫した計画の実現に向け、機械作業の受委託や育苗・集出荷作業の共同化等による産地の仕組みづくりを推進する。
- 大規模機械化一貫体系や施設園芸団地等の導入、共同出荷施設の整備等により、水田を活用した大規模園芸産地を創出する。

県産農産物のブランド力の向上

【現状】

（園芸品目）

- 新潟米に続く複数品目のブランド化に向けて、生産拡大や品質の向上、首都圏等での県産品のPRを進め、ル レクチェは病害の多発により販売額が落ち込んだが、えだまめと越後姫の販売額は着実に増加している。
- 首都圏においては、実需者の評価の高まりから他県産トップブランドと同等の販売単価を実現しているものの、市場シェアは低い状況である。

【問題と推進方向】

（園芸品目）

首都圏実需等のニーズに応えきれていないことから、首都圏出荷に向けた生産拡大を図るとともに、県産園芸品目の認知度向上及び販路開拓を進める。

【具体的な取組】

県産園芸品目の認知度向上・販路開拓

- 他県産との差別化が可能であり、また首都圏実需から一定の評価を得ている「えだまめ」、「ル レクチエ」、「越後姫」について、消費者からの認知を高めるため、発信力のある首都圏企業と連携した取組やメディアを活用した情報発信等の取組を進める。
- あわせて販路開拓に向け、マーケットが求める時期に必要な量・品質を安定供給できる体制の整備を図るとともに、産地とのマッチング等により首都圏高級果専門店・百貨店等における取扱の拡大に取り組む。

経営基盤の強化に資する優良農地の確保

【現状】

- 本県の農地面積は、平成 17（2005）年からの 10 年間に 5,100ha（水田 4,900ha、畑 200ha）減少し、平成 27（2015）年には 172,000ha となっている。
- 水田の整備率は、平成 27（2015）年で 61.8%と、全国に比べ 2.5 ポイント、北陸 3 県に比べ 17.6 ポイント整備が遅れている。
- 整備済み水田のうち 1 ha 程度以上の大区画に整備された水田の割合は 15.9%と、全国より 6.3 ポイント、北陸 3 県より 10.2 ポイント高くなっている。
- 畑作可能な汎用化水田の割合は 48.5%であり、全国より 4.1 ポイント高いが北陸 3 県より 4.2 ポイント低くなっている。

	平成27年	備 考
農地面積 (ha)	172,000	内訳 水田:152,400、畑:19,500
水田整備率 (%) ※1	61.8	
(参考) 全国の水田整備率 (%)	64.3	
(参考) 北陸 3 県の水田整備率 (%)	79.4	
水田の大区画化率 (%) ※2	15.9	
水田汎用化率 (%) ※3	48.5	汎用化面積:73,867

出典：農林水産統計、農地計画課調査

※1 整備済み水田：概ね30a程度以上で、道路、用水路、排水路が整備され中・大型機械化体系の営農が可能な水田

※2 大区画化水田：1ha程度以上（50a以上を含む）に整備された水田

※3 汎用化水田：畑作が可能なように、暗渠排水等により地下水位の低下が図られた水田

※ 整備面積は平成27年3月31日時点の値。水田面積は平成27年7月15日時点の値。

【問題点と推進方向】

- 水田の汎用化や排水対策が遅れている地域では、園芸が導入されず経営の多角化・複合化が進みづらいことから、畑作が可能な汎用化水田の整備を推進する。
- ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大に向け、生産・流通・販売までの一貫した取組を推進する。

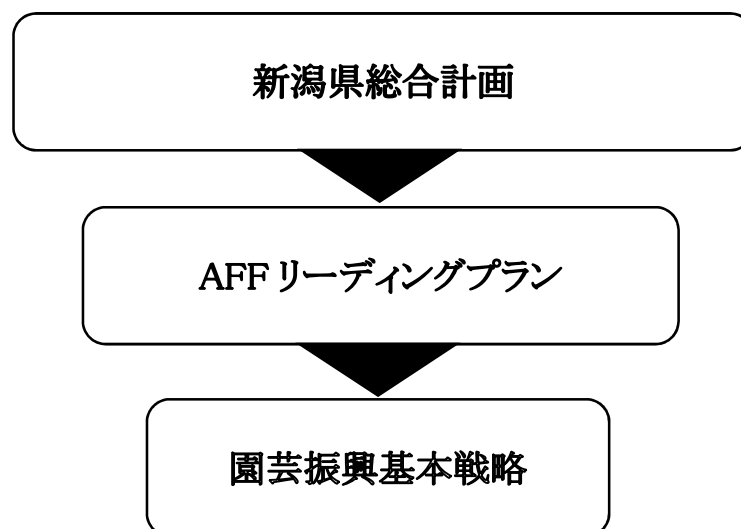
【具体的な取組】

畑作が可能な汎用化水田の整備

- 農業所得の向上を目指し、収益性の高い多様な農産物が生産可能となるよう地下水をコントロールできる暗渠排水の整備を推進する。

ほ場整備を契機とした園芸の産地化

- 担い手・土地改良区及びＪＡ・市町村・県などの営農担当と密に連携した推進体制を構築し、この体制の中で、ほ場整備の構想段階から栽培者・栽培品目・生産量・集出荷方法・販売先等の具体的な営農計画を話し合い、園芸産地化を実現できるほ場整備計画の策定を進める。
- 生産から販売までの一貫した計画の実現に向け、関係機関と連携し、水田の汎用化とあわせ、機械化一貫体系の導入等を支援するなど、園芸産地育成の取組を推進する。



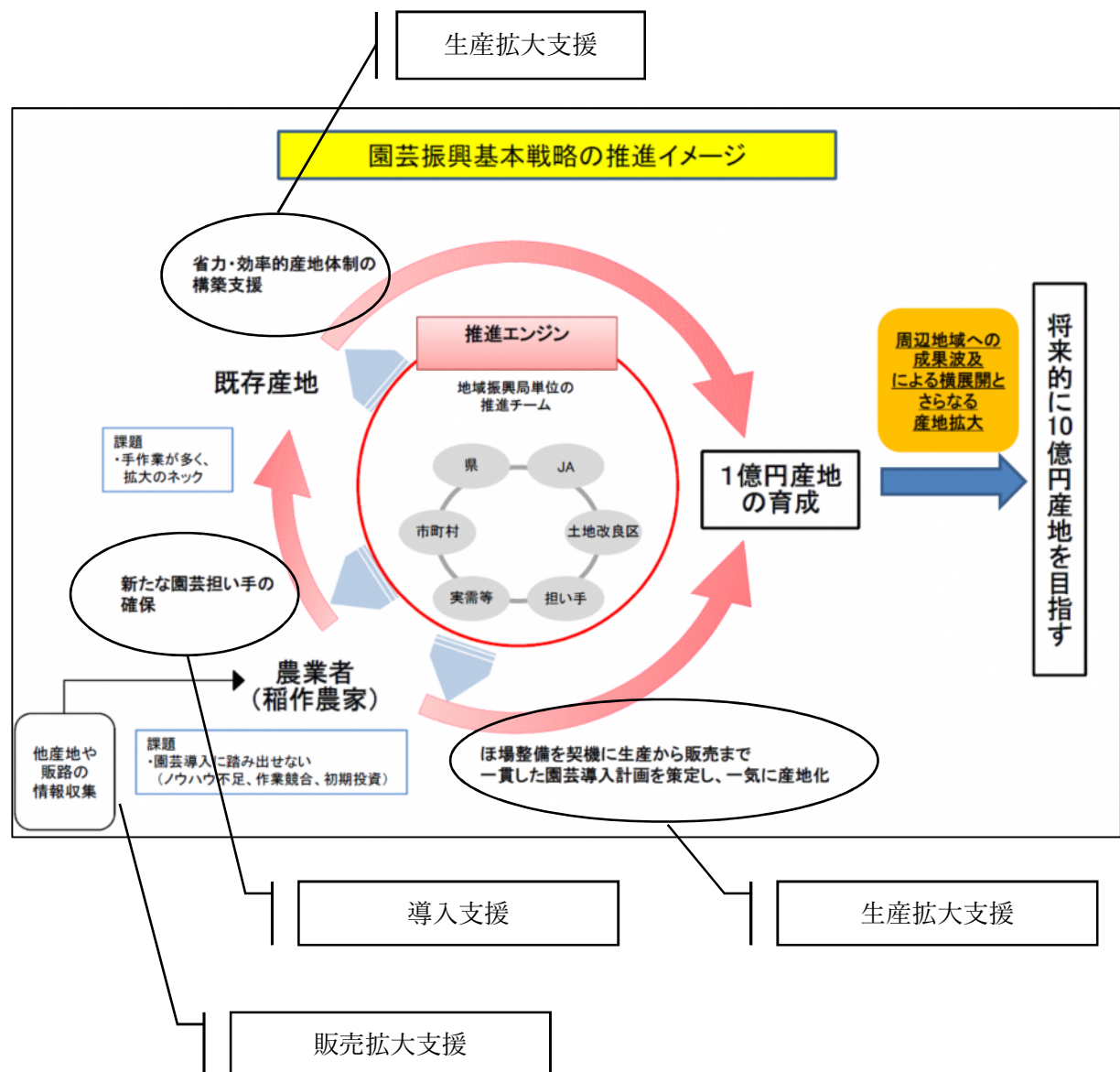
第4．園芸振興関連事業の内容

1．事業の3本柱

ここでは、園芸振興のために新潟県が実施している事業を説明する。園芸振興基本戦略での大きな柱は次の3つであり、個々の事業はこの3つのいずれか（またはこの3つのいくつか）に関係している。

- 導入支援
- 生産拡大支援
- 販売拡大支援

29 ページに掲載した推進体制の図にあてはめると次のようになる。



2. 柱①：導入支援

【目的】

（１）園芸導入に対する機運の醸成

園芸振興基本戦略が農業者から理解されるよう、県及び関係機関・団体が連携して啓発活動を行い、園芸導入のメリットを伝えていくことで、園芸導入に対する機運を醸成し、農業者のやる気、挑戦する意欲を喚起する。

（２）園芸導入・拡大に向けた支援体制の整備

技術習得や初期投資など、園芸導入する際の不安を払しょくするため、園芸に取り組みやすい環境を整備する。

【主な実施事業】

- 園芸アタック応援事業（54 ページ）
- 園芸振興基本戦略推進事業（66 ページ）
- 園芸産地化チャレンジ事業（67 ページ）
- 経営体育成基盤整備事業（79 ページ）

【代表的な実施スキーム】

研修会の実施、機械等取得資金の一部補助、ほ場整備地区での園芸導入支援

3. 柱②：生産拡大支援

【目的】

（１）園芸の担い手確保

既存産地の拡大や新たな産地の育成に向けて、稲作主体の農業者・法人への園芸導入や園芸農家の法人化を推進するなど、園芸の担い手育成に取り組むとともに、労働力の確保に向けた取組を推進する。

（２）園芸生産の導入・拡大

適地適作を基本に園芸品目の選定をするとともに、生産に適する農地の確保を図る。更に、国、県、市町村、関係機関・団体などのハード、ソフト双方の各種支援策の活用を提案し、機械化や施設化を推進するとともに、JA等が役割を発揮して育苗・出荷等の共同体制を構築するなど、農業者の初期投資の負担低減を図って安心して取り組める産地体制づくりを推進する。

【主な実施事業】

- 経営体育成基盤整備事業（79 ページ）
- ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業（83 ページ）

- 機械化・施設化園芸産地育成事業（85 ページ）
- 園芸産地発展サポート支援事業（92 ページ）
- 園芸産地化耕作条件改善事業（94 ページ）

【代表的な実施スキーム】

機械等取得資金の一部補助

4. 柱③：販売拡大支援

【目的】

（１）園芸品目の販路拡大

県内外の市場等からの要望や、加工・業務用への対応など、様々な需要に応じた販路を拡大することで、価格の安定化を図り、所得確保につなげていく。

（２）新潟の園芸産地イメージの確立

園芸産地としての本県のイメージを高めるため、全国に誇れる個別品目の生産拡大と合わせ、ブランド力を強化するとともに、新潟県全体の魅力を発信する取組を推進する。

【主な実施事業】

- 県産農林水産物販売力強化事業（96 ページ）
- 県産農林水産物魅力発信事業（103 ページ）

【代表的な実施スキーム】

委託契約

第5．新潟県の財政状況

新潟県は近年、全国と比べて税収が伸び悩む中、人口減少等に伴い地方交付税が減少するなど、収入が大幅に減少して支出を下回る状況が続いており、現在は県の基金を取り崩して対応している。

また、本県は広い県土や長い河川を有するため、度重なる災害から県民の命や財産を守るための河川の整備や、重要なライフラインである道路の整備などを行ってきた。これらの施設は現在の県民生活の根幹を支えているが、今後は整備にかかった費用の返済のための負担が増加していくことが確実である。

更に、人口減少や少子高齢化の進展などにより、社会保障関係経費や県立病院への繰出金について、今後、更に負担が増える可能性がある。

このような状況を踏まえ、県は令和元（2019）年10月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定した。本計画で示された改革は以下のとおりとなっている。

ア．歳出削減策	①事業の見直し
	②公債費の抑制
	③投資的経費の見直し
	④県有施設の維持・運営の見直し
	⑤病院等の公営企業における経営改善の推進
	⑥県単独補助金の見直し
	⑦人件費の削減
イ．歳入確保策	①県税収入の確保
	②使用料・手数料の見直し
	③未利用財産の活用促進
	④その他（ネーミングライツ・広告収入などの確保策の充実）
ウ．その他の行財政改革	①簡素で効率的な行政体制の構築
	②県出資法人の見直し
	③業務力の向上
	④国への働きかけ

Ⅲ. 今回の監査結果

総論 監査総括及び指摘・意見の要約

第1. 監査結果の総括

1. 監査の着眼点

多くの新潟県民にとって、また他県民にとっても、「新潟といえば米」というほどに、米は新潟県を象徴するものである。また、多くの新潟県民にとって、新潟県は米の一大産地であり農業大国であるという認識が存在するのではないだろうか。

しかし、新潟県は今、岐路に立たされている。

国内における米の消費量や米の価格が年々減退していることで、これまで米を中心としてきた新潟県の農業は、この30年で縮小し続けており、そのペースは全国平均の2倍である。平成29年の農業産出額でいえば全国47都道府県中12位となっている。このまま米だけを続けていても、新潟県の農業は衰退し続けるおそれがある。

他方で、新潟県以外の自治体に目を向けると、30年前は新潟県と同じく米を中心とした農業であったが、野菜や果実などの収益性の高い園芸品目に注力し、着実に農業を成長させているところもある。

それでは、農業を更に成長させるべく、県としてより多くのお金を投じて支援すればよいかなど言えば、それも難しい状況である。なぜなら、新潟県の財政は非常に厳しい状況に置かれているためである。新潟県は関東圏への人口流出や少子高齢化の進展により人口減少が進み、収入が大きく減少するとともに社会保障関係経費などの支出が増大し、県財政の著しい悪化が見られているところであり、財政改革が急務となっている。

そして、農業産出額（平成29年）と農林水産業費（平成29年度）を対比することで農業振興事業の効率性を見たところ、新潟県は全国47都道府県中32位という結果であり、農林水産業費全体の投資効率を考慮することが重要である。

このような厳しい環境のもと、新潟県は、農業を更に発展させるべく、園芸振興基本戦略を令和元年7月に策定した。そのため、監査対象年度である令和元年度は、まさに「園芸初年度」であった。

令和元年度を対象とした本年度の包括外部監査においては、今後、県が園芸関連事業を事後的に検証し、翌年度以降の園芸関連施策の立案に役立てるというPDCAサイクルにおいて、定量的な目線で客観的に評価できる仕組みがあるかという点を特に重視して監査に当たった。

また、園芸関連事業の多くは補助金を交付することで行われている。厳しい県財政のもと、補助金の交付に当たって、単に補助金交付要綱・要領に形式的に従っているだけでなく、補助金を交付することによってどの程度の行政効果が達成できたのかを判断するプロセスの有無についても重視して監査に当たった。

2. 監査結果の総括

全体評価として、総じて事務の執行は正確に行われていた。しかし、園芸振興を確実に実現するための計画や目標値がきめ細やかに設定されておらず、目標値と実績を比較・検証する仕組みが不十分であった。計画が「絵に描いた餅」とならないようにすることが最も重要なことであり、園芸振興基本戦略で掲げられている目標を現場レベルに落とし込む必要がある。

① 園芸振興基本戦略の推進について

新潟県が策定した園芸振興基本戦略では、2つの目標を掲げているが、そのうち、「園芸の栽培面積1,000ha増を目指すとともに、新たに園芸に取り組む農業者の拡大を図る」目標について、820ha分は販売額1億円産地を増加させる「産地育成計画」とリンクさせる一方で、残り180ha分は、園芸の新規取組により達成するとしているが、具体的な計画は存在しなかった。新潟県の農業が継続的に成長発展していくためには、園芸の裾野を広げることが非常に重要である。このため、販売額1億円を目指す産地だけでなく、県内全域で新規取組者を確保する計画の策定などを行い、その進捗管理を実施していただきたい。

また、園芸振興基本戦略では、既存の園芸産地について、1億円以上の販売額となる産地を倍増させること（大規模産地の育成）を目標としている。県内産地のうち、54産地が園芸振興基本戦略の推進期間である6年間で1億円まで販売額を伸ばす計画（既に1億円以上の産地は更に1億円アップを目指す計画）を作成している。計画を作成した産地によっては販売額が現状より10倍以上を目指すものもあったが、6年後に至るまでの中間目標値を設定している産地は少なかった。目標値が高くなればなるほど実現の不確実性は高まるため、きめ細やかな目標と実績の比較分析が重要となる。新潟県の園芸振興を確実に実現させるために、定量的な評価を頻度高く実施していただきたい。

② 園芸導入の推進事業について

新潟県は、水田面積が多いため、園芸生産の拡大のためには、水田の活用が必要である。本県は、水はけの悪い重粘土質の水田が多く、ほ場整備における区画整理と併せて暗渠排水等による水田の汎用化を行っている。また、ほ場整備の際には、担い手への農地の集積・集約を行っており、稲作の省力化や生産コストの低減を図っている。これらにより生じる余剰労力を活用し、整備済み水田への園芸導入を推進している。

ほ場整備事業は、目標とする園芸作付面積を実現するまでに10～15年程度かかるとされ、長期に渡る事業である。しかし、園芸作付面積の目標値と実績値を比較検討する仕組みが存在しなかった。計画が長期になればなるほど実現の不確実性は高まるため、きめ細やかな目標と実績の比較分析が重要となる。新潟県の園芸振興を確実に実現させるため、定量的な評価を頻度高く実施していただきたい。

③ 生産拡大の推進事業について

生産拡大を推進する事業には、生産者が購入する機械や施設の代金の一部を補助するものが多い。生産者は機械等を導入することで3年後にどこまで園芸生産を拡大させるかを計画し、当該計画を県に提出することで補助金の支給を受け、補助金受領後も新潟県の営農指導のもと園芸生産に取り組んでいる。

しかし、3年後の目標数値しかなく途中年度における目標値が設定されていないため、どのようなステップを踏んで3年後の目標を達成しようとしているのかが曖昧であること、達成度合いを計算する方法が誤っているため、達成・未達成の判断を誤るおそれがあることが判明した。

補助金の行政効果を適時適切に測定するため、補助金の支給根拠となった生産拡大計画の達成状況を定量的に評価する手法について、改めて見直しをお願いしたい。

また、生産者が機械や施設を購入するためにメーカーと売買契約を締結する場合、新潟県は原則として一般競争入札による契約を求めている。一般競争入札が実施できない場合には指名競争入札又は見積り合わせを求めている。しかし、過去5年間の契約方法を確認したところ、一般競争入札実績は3件で、多くは見積り合わせとなっていた。

これらは法令や規則等に反するものではなかったが、生産者側においても可能な限り競争入札が行われるよう県として努力するなど、より競争性と透明性を高める意識を持って事務の執行に当たっていただきたい。

④ 販売拡大の推進事業について

販売拡大に向けて、県が直接取り組む事業には、県自ら業者と委託契約を締結し、プロモーション活動などを外部委託しているものが多い。

しかし、過去の取組を踏まえ、委託できる業者が1社しか存在しないという理由で、競争入札や公募型プロポーザル方式、見積り合わせが実施されていない事案が存在した。

これらについても法令や規則等に反するものではなかったが、販路拡大や認知向上という目的を達成するためには、より多くの選択肢を検討することが重要である。過去の取組にとらわれることなく、プロモーション活動の立案検討と業者選定に当たっていただきたい。

第2. 指摘・意見の要約

以下のとおり、指摘数は5、意見数は26となった。

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
	1	園芸振興基本戦略	●				【新規取組の実現に向けた計画について】 園芸振興基本戦略の目標の一つとして「園芸の栽培面積1,000ha増を目指す」ことが掲げられている。1,000haのうち180ha分は、園芸の新規取組により達成しているが、具体的な計画が存在しなかった。県内全域で新規取組者を確保する計画の策定などを行い、その進捗管理を実施することが望ましい。	52
	2	園芸振興基本戦略		●	●		【目標達成に向けた進捗管理について】 令和元年からの6年間で計画期間と定めている園芸振興基本戦略の目標達成に向けて、産地育成計画が策定されているが、産地育成計画において、途中年度における目標値を設定している産地は少なかった。このため、産地ごとに途中年度における目標値を設定することが望ましい。	53
1		園芸アタック応援事業	●				【事業実施要領の不備について】 補助金申請者（事業主体）は補助対象となる機械等を利用することで園芸生産を拡大させることを計画し、3年間でその計画を達成することが求められる。補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を3年間入手し、進捗を管理している。最終的に達成率が70%未満の場合には、改善計画書の提出と、達成状況報告の2年延長を求めている。しかし、実施要領には、達成率が70%未満となった	55

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							場合にこれらを求める旨の記載が明文化されていなかったため、実施要領に明記する必要がある。	
2		園芸アタック応援事業	●				【達成率の計算誤りと評価の誤りについて】 達成率の計算方法が誤っており、その結果として、達成基準未満であっても達成したと判断されてしまう状況であったため、計算方法を是正する必要がある。	56
	3	園芸アタック応援事業	●				【達成状況報告書の不備について】 計画期間中に入手する達成状況報告書において、計画値や実績値の記載が誤っていた。数値の記載誤りは達成率の計算結果に影響するため、記載ミスを防止できるチェックリスト等を活用することが望まれる。	59
3		園芸アタック応援事業	●				【計画審査時及び完了検査時のチェックリストの保管について】 補助金交付の前後で実施する審査で使用するチェックリストが保管されていなかった。審査チェックリストを保管する必要がある。	61
	4	園芸アタック応援事業	●				【計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について】 事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	61

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
	5	園芸アタック応援事業	●				【事業主体側の契約ルールを確認する時期について】 事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。	61
	6	園芸産地化チャレンジ事業	●				【アンケートの回収率向上について】 園芸導入に関する研修会のアンケート回収率が低いと考えられるため、アンケート回収率向上を図ることが望ましい。	68
	7	園芸産地化チャレンジ事業	●				【事業の効果測定について】 園芸導入に関する研修会の実施によって、園芸導入・拡大計画の立案にどの程度つながったのか、定量的に評価されていなかった。 園芸振興基本戦略において、栽培面積 180ha を増加させる目標があるため、本事業においても園芸栽培の目標取組数等の評価が重要と考えられる。目標取組数等から逆算して、いつ、どこで、どれくらいの頻度で研修会を開催すべきかを検討すること、そして、定量的な評価尺度に基づいて、継続的に研修会の内容についてブラッシュアップするような、PDCAサイクルを構築することが望ましい。	69
	8	園芸産地化チャレンジ事業	●				【研修参加者と研修内容の見直しについて】 園芸導入に関する研修会には、園芸導入に既に取り組んでいる受講者がいるが、	69

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							園芸導入の進捗がどの程度なのか明確に把握されていなかった。研修参加者の栽培レベルを適切に把握し、研修参加者の栽培レベルに適した研修内容に見直すなど、費用対効果の高い研修会を目指すことが望まれる。	
	9	新潟県農林水産業 総合振興事業（大 豆・そば・麦生産促 進）	●	●			【計画途中年度の目標値の設定及び進捗率等の評価について】 計画書では、進捗管理期間の最終年度に係る目標値しか記載が求められていない。計画書において進捗管理期間の途中年度における目標値も記載し、計画の進捗状況を定量的に評価することが望ましい。	72
	10	新潟県農林水産業 総合振興事業（大 豆・そば・麦生産促 進）	●	●			【計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について】 事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	74
	11	新潟県農林水産業 総合振興事業（大 豆・そば・麦生産促 進）	●	●			【事業主体側の契約ルールを確認する時期について】 事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契	75

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。	
	12	新潟県農林水産業 総合振興事業（園芸 生産促進）	●	●			【提出書類の不備について】 計画書と達成状況報告書を閲覧したところ、いくつかの記載誤りが発見された。記載漏れを防止又は発見することができるよう、複数人でのチェック体制を徹底することが望ましい。	77
	13	新潟県農林水産業 総合振興事業（園芸 生産促進）	●	●			【主体的な評価の実施について】 達成状況報告書は事業主体に作成を求め、県がこれ入手し、進捗管理を行っているが、事業主体の報告をもとに県が事業の効果をどのように評価したのかを記録する箇所が存在しなかった。県として事業の効果を主体的に評価した結果を記録できるよう、達成状況報告書には県の評価記載欄を設定することが望ましい。	78
	14	経営体育成基盤整 備事業	●	●			【園芸品目作付面積の計画実績対比の様式について】 農地の大区画化と、汎用化（排水工事）を行った地区において園芸品目の作付けを行い、将来的に当該地区の面積の2割を園芸栽培とする計画が存在するが、実績と対比して計画を進捗管理する様式が存在しなかったため、整備することが望ましい。	82
	15	経営体育成基盤整 備事業	●	●			【各年度での目標値の根拠について】 園芸導入面積2割達成を実現する最終年度までの各年度に対して設定された計画値、面積拡大率（成長率）について、データとしての裏付け根拠が確認できなかった。	82

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							今後、実績データを蓄積し、傾向値を分析すること、計画を策定する際の根拠とすること、目標を適宜見直すことができるような体制を整備することが望ましい。	
4		機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【事業実施要領の不備について】 事業主体は補助対象となる機械等を利用することで園芸生産を拡大させることを計画し、3年間でその計画を達成することが求められる。補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を3年間入手し、進捗を管理している。最終的に達成率が70%未満の場合には、改善計画書の提出と、達成状況報告の2年延長を求めている。しかし、実施要領には、達成率が70%未満となった場合にこれらを求める旨の記載が明文化されていなかったため、実施要領に明記する必要がある。	86
5		機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【達成率の計算誤りと評価の誤りについて】 達成率の計算方法が誤っており、その結果として、達成基準未満であっても達成したと判断されてしまう状況であったため、計算方法を是正する必要がある。	87
	16	機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【達成状況報告書の不備について】 計画期間中に入手する達成状況報告書において、達成率測定のために採用された指標ではないが、県が任意に記載を求めた事項に関する報告記録が漏れていた。記載漏れを防止又は発見できる審査マニュアルやチェックリストを運用することが望まれる。	88
	17	機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【計画途中年度の目標値の設定及び進捗率等の評価について】 計画書では、進捗管理期間の最終年度に係る目標値しか記載が求められてい	89

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							い。計画書において進捗管理期間の途中年度における目標値も記載し、計画の進捗状況を定量的に評価することが望ましい。	
	18	機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について】 事業主体が機械等を取得する際、県は一般競争入札による契約を求めているが、事業主体の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認しているが、制限付き一般競争入札の可否は確認していなかった。計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。	91
	19	機械化・施設化園芸 産地育成事業		●			【事業主体側の契約ルールを確認する時期について】 事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。	91
	20	県産農林水産物販 売力強化事業			●		【外部委託先の評価方法の見直しについて】 外部委託先の評価は、認知度向上や固定ファンの拡大など定性的な評価のみ実施しており、定量的な指標を用いて評価を実施していなかった。定性的な評価だけでは、評価担当者による主観などにより恣意的な結果となる可能性がある。そのた	97

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							め、可能な限り、各事業者への評価として成果指標を定量的に定めることが望ましい。	
	21	県産農林水産物販売力強化事業			●		【見積り合わせの実施について】 見積り合わせをせずとも随意契約が締結できる 100 万円以下の委託案件であったが、委託内容自体は当該契約先でなければならないというのではなく、他社からの見積りを徴取することは容易であったと考えられるため、他社からの見積書を徴取し、当該契約先の提案金額を少しでも下げる努力をすることが望ましかった。	97
	22	県産農林水産物販売力強化事業			●		【公募型プロポーザル方式や見積り合わせの実施について】 過去の取組を踏まえ、委託できる業者が 1 社しか存在しないという理由で、競争入札や公募型プロポーザル方式、見積り合わせが実施されていない事案が存在した。 販路拡大や認知向上という目的を達成するためには、より多くの選択肢を検討することが重要である。過去の取組にとらわれることなく、プロモーション活動の立案検討と業者選定に当たっていただきたい。	98
	23	農業総合研究所				●	【研究課題選定に係る規程等の制定について】 課題選定のための規程等が存在しなかった。研究課題の選定について恣意的な運用が行われることや選定の妥当性についての事後的な検証が困難になるといった弊害が生じる可能性があるため、研究課題選定のための規程等を制定すること	113

区分		事業名	導入 支援	生産 支援	販売 支援	その他	内容	頁 数
指 摘	意 見							
							が望ましい。	
	24	農業総合研究所				●	【研究課題選定時での目標普及率と期限の設定について】 研究成果は普及率によって事後的に評価されているが、普及率の算定基礎となる生産戸数や面積といった指標は、課題選定時ではなく研究完了後に選択されており、かつ、普及率の達成期限が定められていない。しかし、試験研究活動に対してコストを投下する以上は、研究成果をどの程度普及させるか、どの程度の期間を使って普及させていくかを課題選定時に検討することは重要である。 そのため、研究課題選定時において、目標とすべき普及率とその達成期限を設定することが望ましい。	113
	25	農業総合研究所				●	【研究成果の評価方法について】 研究成果の評価について、普及率が 60%以上であればA評価、59%～30%であればB評価、30%未満であればC評価としており、一律評価を行っている。 しかし、研究課題は個別性が非常に強いいため、一律評価がなじまない可能性がある。一律評価に加えて、目標普及率に対する達成度合いによって個別評価することも検討することが望ましい。	114
	26	新潟県農林公社				●	【就農支援資金元資の繰上げ償還について】 青年農業者等確保育成事業において、就農支援事業貸付金が 14,318 千円存在する。貸付金の原資は県からの無利子借入金であり、貸付先より回収して県に返済を行っているが、当該回収金以外にも現金預金を 18,166 千円保有している。県から	116

区分		事業名	導入支援	生産支援	販売支援	その他	内容	頁数
指摘	意見							
							の借入金は無利子であることから、県が貸付を行う意義も薄いと考えられる。必要運転資金等を考慮し、可能な限り早期に新潟県に返済できないかを継続して検討することが望ましい。	

各論 各事業の監査の結果

第1. 園芸振興基本戦略

(1) 新規取組の実現に向けた計画について【意見1】

園芸振興基本戦略では、目標の1つとして、園芸の栽培面積1,000ha増加を目指すとともに、新たに園芸に取り組む農業者の拡大を図ることを掲げている。

園芸の栽培面積1,000ha増加という目標は、以下のとおり積算されている。

園芸の面積拡大のシナリオ	内容	面積拡大の積算
① 1億円産地を倍増	全県で販売金額50億円が純増	50億円÷610万円/ha(*) ≒820ha (*)地域園芸振興プラン実績(H28～30)から算定した栽培面積1haあたりの販売金額
② 新たな園芸へのチャレンジ(年間100取組程度)	ほ場1筆程度(0.3ha)の新規導入など全県で園芸へのチャレンジを促進	100取組×0.3ha×6年 ≒180ha
合計		約1,000ha

出典：園芸振興基本戦略 第3回基本戦略推進会議資料48ページ

すなわち、1億円産地倍増という目標達成によって820haが増加し、残りの180haは1億円産地倍増とは別に純増させるものである。そのため、園芸振興基本戦略の目標は、言い換えれば次のとおりとなる。

- | |
|--|
| ① 1億円産地を倍増させること
② ①の目標実現に向けた面積拡大とは別に栽培面積180haを増加させること |
|--|

①については、目標達成に向けて産地育成計画を実践していくとしているが、②については、どのような取組をすることで目標達成していくのか、具体的な計画はなかった。

このため、栽培面積1,000ha増の目標のうち、残り180ha分の実現に向けた具体的な計画や各種事業での目標設定等を行い、②の目標達成に取り組むことが望ましい。

（２）目標達成に向けた進捗管理について【意見２】

令和元年（2019年）から令和6年（2024年）の6年間を計画期間と定めている園芸振興基本戦略の目標達成に向けて、産地育成計画が策定されている。当該計画には、54の産地が6年間で達成すべき目標販売額と目標栽培面積が記載されており、それぞれの産地育成計画の目標を達成することにより、園芸振興基本戦略で掲げる販売額1億円以上の産地を倍増させる目標を達成するようになっている。

一般的に、計画期間が長くなるほど、また目標値を高く設定するほど、途中年度での進捗状況の確認が重要となる。産地育成計画において、6年間で現状より10倍以上の目標値を設定している産地もあるが、途中年度における目標値を設定している産地は少なかった。このため、産地ごとに途中年度における目標値を設定することが望ましい。

第2. 各事業の概要、指摘及び意見について

1. 園芸アタック応援事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	●	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援												
事業担当課	農産園芸課																	
目的及び内容	稲作農家の経営の幅を広げ、稲作経営の安定化に資するとともに、園芸の新たな取組者を確保し、園芸の生産拡大を図る。 (1) 園芸トライアル支援 (2) 園芸本格導入支援 ① 水田活用園芸生産 ② 水稲育苗ハウス活用園芸生産  枝豆収穫機 ミニトマト養液栽培システム																	
財源区分	県																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>21, 124 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>16, 790 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>54, 097 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>42, 558 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>58, 987 千円</td></tr></table> (注：平成 27 年度から平成 30 年度は、園芸アタック応援事業の前事業である新潟スタイル園芸促進事業のデータである。新潟スタイル園芸促進事業では、水田活用園芸生産支援として機械、リース及び初度的経費の支援、並びに水稲育苗ハウス活用園芸生産支援として補助及びリースの支援を実施していた。)						年度	決算額	平成 27 年度	21, 124 千円	平成 28 年度	16, 790 千円	平成 29 年度	54, 097 千円	平成 30 年度	42, 558 千円	令和元年度	58, 987 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	21, 124 千円																	
平成 28 年度	16, 790 千円																	
平成 29 年度	54, 097 千円																	
平成 30 年度	42, 558 千円																	
令和元年度	58, 987 千円																	
開始時期	令和元年度																	
当年度実績	収穫機、乾燥機等																	
実施状況	令和元年度の申請数は全部で 27 件あり、上位 2 件の内容は次のとおりであった。																	

項目	内容			
	補助対象物件名	購入金額（円）	補助金額（円）	契約方法
	収穫機	41,115,800	18,689,000	指名競争入札
	乾燥機等	21,796,560	10,091,000	指名競争入札及び見積り合わせ

（２）指摘及び意見等

①事業実施要領の不備について【指摘１】

園芸アタック応援事業は、稲作農家の経営の幅を広げ、稲作経営の安定化に資するとともに、園芸の新たな取組者を確保し、園芸の生産拡大を図ることを目的として、野菜の収穫機などといった取得代金の一部を補助する事業である。本事業は３年間でその計画を達成することとしており、評価指標としては、作付面積や出荷量を採用している。

補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を３年間入手し、その達成に向けた進捗を管理している。また、最終年度（３年目）の評価指標の達成率が７０％未満の場合には、更に以下の管理を行うこととしている。

- i. 改善計画書の作成と提出を求める。
- ii. 達成状況報告書の提出を２年間延長する。

しかし、園芸アタック応援事業実施要領には、「達成率が７０％未満となった場合に上記 i 及び ii を求める」旨の記載が明文化されていなかった。県担当課によれば、本事業は新潟県農林水産業総合振興事業を参考に立案されたものであるから、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用しているとの説明であったが⁴、準用している旨の記載もなかった。

実施要領に明確に記載がない場合には、担当者の運用誤りが生じる可能性があるため、園芸アタック応援事業実施要領に新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用する旨を明記する必要がある。

⁴ 新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の第９の報告、(2)

「最終報告書において、達成状況（達成率）が７０％未満の機械・施設等の事業主体の長（リースの場合は借受者）は改善計画を作成し、調査年次の翌年度の６月末日までに所管の地域振興局を経由して農林水産部関係課に提出するとともに、当該市町村における達成状況報告書の提出を５年間（補助金交付要綱別表「Ⅰ経営体育成対策」種目「２新規就農者育成促進」は７年間）まで延長するものとする」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikinosei/1239825711339.html>

②達成率の計算誤りと評価の誤りについて【指摘２】

上記①のとおり、園芸アタック応援事業において交付した補助金の成果は、達成率が70%以上かどうかで判断されている。そこで、達成率の計算方法を確認したところ、次の計算式とされていた。

$$(\text{当年度実績} \div \text{当年度の目標値}) \times 100 \cdots (\text{ア})$$

一方、園芸アタック応援事業実施要領に当該計算式が定められていないため、県担当課に聴取したところ、計算式についても新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用するとのことであった。そこで、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を確認したところ、「実績報告項目・達成率判断項目一覧」において、次の方法で計算することが求められていた。

$$\{ (\text{当年度実績値} - \text{事業計画作成時の現状値}) \div (\text{最終年度目標値} - \text{事業計画作成時の現状値}) \} \times 100 \cdots (\text{イ})$$

実際に運用されている計算方法と、扱いを準用している新潟県農林水産業総合振興事業の実施要領で定められている計算方法に相違があったため、相違による影響の有無及び問題点について、次のように検討を行った。

まず、それぞれの計算式の意味するところは次のとおりである。

すなわち、計算式（ア）は各年度の目標値に対して実績がどの程度近似しているかを意味する。一方、計算式（イ）は、補助事業実施前と最終年度である3年後までの増加幅を分母に置き、補助事業実施前と補助事業実施後の各年度実績の増加幅を分子としている。

次に、これを簡単な2つのケースに当てはめて考えてみると、以下ようになる。

なお、ケース1は実績が事業実施前より増加したが最終年度計画に到達しなかった場合、ケース2は事業実施前の実績を割り込んでしまった場合である。

（ケース1）増加したが最終年度目標値に到達しなかった場合

	N	N+1				N+2				N+3（最終年度）			
	補助金 交付前	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分
	40	60	50	-10	10	80	70	-10	30	100	80	-20	40
計算式（ア）		83%				88%				80%			
計算式（イ）		17%				50%				67%			

（ケース2）事業実施前の実績を割り込んでしまった場合

	N	N+1				N+2				N+3（最終年度）			
	補助金 交付前	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分
	90	93	50	-43	-40	96	70	-26	-20	100	80	-20	-10
計算式（ア）		54%				73%				80%			
計算式（イ）		-400%				-200%				-100%			

上記から分かるように、計算式（ア）では70%以上となるが、計算式（イ）では70%未満となってしまう年度があるため、達成判断を誤るおそれがある。

補助金の交付は、園芸の生産拡大を図るべく行われているところ、3年間で増加すると期待している部分（増加幅）に対して、どの程度増加したかを検証する必要があるが、計算式（ア）ではこれを検証することができない。

実際、今回の監査で抽出したA、B案件は計算式（ア）で達成率が計算されているが、計算式（イ）を用いると以下のようになり、例えば面積や出荷量では達成率に満たないことが分かる。

① 新潟市A案件

項目	計算式（ア）	計算式（イ）
面積	100.0%	4.2%
出荷量	99.9%	14.1%
販売額	95.5%	-2.8%

② 刈羽村B案件

項目	計算式（ア）	計算式（イ）
面積	95.0%	4.1%
出荷量	70.8%	16.9%
販売額	56.5%	13.4%

以上より、補助金の交付目的に照らして適切に効果測定をすべく、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領で定めている（イ）の算定方法に是正する必要がある。

<参考>

令和元年度に採択された案件について、計画と実績を比較し、1年目の計画達成率が70%以上の案件は、達成率欄に○を記載した。令和元年度の園芸アタック応援事業の事業者数は全部で27件あったが、うち1年目の計画の達成率が70%以上の案件は2件となっている。

No	市町村名	事業費（円）	県費（円）	達成率 計算式（ア）	達成率 計算式（イ）
1	刈羽村	21,796,560	10,091,000		
2	柏崎市	5,530,000	2,560,000		
3	上越市	10,089,840	4,671,000		
4	新発田市	2,052,000	950,000	○	
5	新発田市	387,720	179,000		
6	新潟市	13,964,400	6,465,000		
7	佐渡市	321,074	160,000	○	
8	新潟市・燕市	1,522,400	692,000	○	
9	南魚沼市	2,980,584	1,379,000	○	
10	南魚沼市	1,363,219	681,000	○	
11	上越市	1,350,860	607,000		
12	糸魚川市	7,491,312	2,312,000	○	
13	阿賀野市	2,367,000	1,095,000		
14	新発田市	1,604,340	742,000		
15	関川村	1,918,080	959,000		
16	柏崎市	1,250,000	578,000		
17	上越市	4,211,999	1,950,000		
18	上越市	1,553,104	709,000		
19	新潟市	41,115,800	18,689,000	○	
20	上越市	1,295,000	599,000		
21	新発田市	1,740,200	791,000	○	
22	刈羽村	2,484,000	1,150,000		
23	南魚沼市	669,845	304,000		
24	新潟市	460,660	209,000	○	○
25	新発田市	341,118	157,000	○	
26	南魚沼市	243,811	111,000	○	
27	佐渡市	394,666	197,000	○	○
合計		130,499,592	58,987,000	12 件	2 件

③達成状況報告書の不備について【意見3】

園芸アタック応援事業実施要領で定めている達成状況報告書について、以下の事項が検出された。

(ア) 計画と実績の比較時の計算誤り

計画と実績を比較すると56%のところを70%として計算されていた（なお、上記②のとおり、そもそも達成率の計算式自体が本来使うべきものと異なっている）。

(イ) 様式4号-2の計画数値と様式16号-2の計画達成状況報告書の計画数値が異なっている。

様式4号-2の申請時の計画数値では、出荷量や販売額がそれぞれ198.0t、137,630千円であったが、様式16号-2の計画達成状況報告書の計画数値では、211.2t、146,806千円であった。

項目	様式16号-2 (誤った数値)	様式4号-2 (正しい数値)
出荷量(t)	211.2	198.0
販売額(千円)	146,806	137,630

(ウ) 様式15号-2の事業実績書と様式16号-2の計画達成状況報告書の実績数値が異なっている。

様式15号-2の事業実績書では、作付面積、出荷量、販売額がそれぞれ48.3ha、194.4t、133,641千円であったが、様式16号-2の計画達成状況報告書の実績数値は、43ha、197.8t、131,486千円であった。

項目	様式16号-2 (誤った数値)	様式15号-2 (正しい数値)
作付面積(a)	43.0	48.3
出荷量(t)	197.8	194.4
販売額(千円)	131,486	133,641

(エ) 当該誤りにつき県担当課に確認したところ、後日、訂正後の書類が再提出され、修正前の書類は編纂すべきファイルから除かれていた（破棄されていた）。

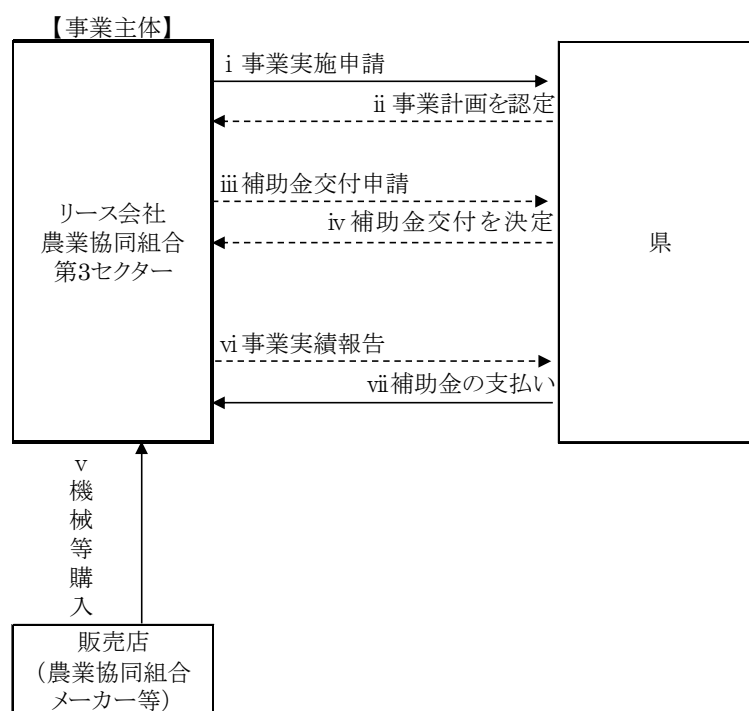
今回検証した対象案件の達成状況報告書は、3年目（目標年度）の達成状況報告書ではないため、最終報告書ではなかったが、これが最終報告であった場合、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の第9の報告(2)「期間の延長」で定める2年間の延長措置も不要とされ、補助金交付の公平性等に疑義を生じかねさせない。当該ミス未然に防止するためにも審査マニュアルやチェックリストなどを整備し、活用されることが望まれる。

④補助金審査の方法について【指摘3、意見4、意見5】

園芸アタック応援事業は、一例として次のようなフローで補助金が支給される仕組みとなっている。

- i. 事業主体が県に事業実施を申請（対象物件や契約方法を明記し事業計画書が添付される）
- ii. 県が事業計画を認定
- iii. 事業主体は機械等の購入代金に対応する補助金を県に交付申請
- iv. 県は事業主体に補助金を交付決定
- v. 入札結果等に基づき、事業主体がメーカーから機械を購入
- vi. 事業主体が県に事業実績を報告
- vii. 県が検査を実施し適当と認められた場合、事業主体に補助金を支払う

これを図示すると、次のとおりとなる。



ここで、上記のうち手順ⅴにおいて事業主体が実施した入札手続について、県がどのようなチェックをしているのかを確認したところ、次のようになっていた。

	計画審査（事前審査）	完了検査（事後審査）
準用している「新潟県農林水産業総合振興事業実施要領」で定めている契約ルールへの準拠性 （県契約ルール）	確認する	確認する
事業主体側の契約ルールへの準拠性 （事業主体契約ルール）	確認しない	確認する

県契約ルールと事業主体契約ルールの双方に照らして審査をしているのは、県が求める契約手続に従ったことを確認するとともに、事業主体が組織内の合意やルールに沿って適正に契約したことを確認し、契約手続の適切性を担保しようとするものである。

④-1. 計画審査時及び完了検査時のチェックリストの保管について【指摘3】

県担当課は、新潟県農林水産業総合振興事業のチェックリストに基づき、計画審査時及び完了検査時の審査を実施しているとのことであったが、使用したチェックリストが保管されていなかった。補助金交付の公平性を図り事後的な検証を可能とするためにも、計画審査時の計画審査チェックリスト及び完了検査時の完了検査チェックリストを保管する必要がある。

④-2. 計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について【意見4】

県は原則として事業主体に対しても一般競争入札を求めているが、事業主体側の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認している。しかし、一般競争入札については、制限付き一般競争入札までは事業主体に検討させていなかった。より一層の競争性と透明性を事業主体に確保させる観点から、計画審査時点で使用する計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目を設けることが望ましい。

④-3. 事業主体側の契約ルールを確認する時期について【意見5】

事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。

しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。補助金交付の審査の実効性をより高めるためには、計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。

＜参考＞

令和元年度の申請数は全部で 27 件あり、うち 4 件は指名競争入札で、残り 24 件は見積り合わせによるものであった⁵。また過去 5 年間の推移は下記のとおりである。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	5 ヶ年合計
一般競争入札	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
指名競争入札	1 件	1 件	0 件	2 件	4 件	7 件
見積り合わせ	23 件	19 件	28 件	17 件	24 件	111 件
合計	24 件	20 件	28 件	19 件	27 件 ⁶	118 件

注：平成 27 年度から平成 30 年度は園芸アタック応援事業の前事業である新潟スタイル園芸促進事業のデータである。

⁵ 2 種類の契約方法を採用しているものがあり、合計は一致しない。

⁶ 同上

2. 園芸作物生産転換促進事業

(1) 概要

項目	内容									
支援フェーズ	●	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援				
事業担当課	農産園芸課									
目的及び内容	水田土壌条件の克服や低コスト化に向けた新たな生産技術などを積極的に取り入れた生産体系を確立することにより、水稲から園芸作物へ作付転換を図るとともに、実需者との契約栽培を進めることで、持続発展可能な園芸産地の形成を目指すことを目的とした支援である。									
財源区分	国：定額 補助金額の上限は、1 取組主体当たり原則として 50,000 千円以内（ただし、機械・施設のリース方式による導入等の取組のうち耐候性ハウスのリース導入を実施する場合の補助金額の上限は、1 取組主体当たり 100,000 千円以内）。									
事業規模 (決算額)	<table><tr><td>年度</td><td>決算額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>5,081 千円</td></tr></table>						年度	決算額	令和元年度	5,081 千円
年度	決算額									
令和元年度	5,081 千円									
開始時期	令和元年度									
当年度実績	水田での果樹新技術導入に必要な資材や機械等の導入支援									
実施状況	監査対象事業は、令和元年度から、水田土壌条件の克服や低コスト化に向けた新たな生産技術などを積極的に取り入れた生産体系を確立することにより、水稲からぶどうへ作付転換を図るとともに、実需者との契約栽培を進めることで、持続発展可能なぶどう産地の形成を目指した補助事業であり、監査対象年度にて終了する事業である。									

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

3. 園芸産地力強化支援事業

(1) 概要

項目	内容																																					
支援フェーズ	●	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援																																
事業担当課	農産園芸課																																					
目的及び内容	(1) 果樹新規取組者確保支援事業 果樹産地の継続的な発展を目指し、離農や規模縮小に伴い廃作が懸念される園地等を、ジョイント栽培等の園地に再生する体制の整備を支援し、新規取組者が円滑に果樹栽培に取り組める仕組みの構築を図る。 (2) 園芸産地力強化県推進事業 産地強化への取組支援活動 (3) 地域振興協議会活動負担金 地域農業振興協議会が行う重点品目の生産拡大等に向けた取組を支援																																					
財源区分	県 1/2 以内（果樹新規取組者確保支援事業） 県（園芸産地力強化県推進事業）																																					
事業規模 (決算額)	果樹新規取組者確保支援事業 <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>1,008 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>585 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>64 千円</td></tr></table> 園芸産地力強化県推進事業 <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>7,515 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>7,327 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>6,890 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>9,267 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>6,922 千円</td></tr></table> 地域振興協議会活動負担金 <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>2,953 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>2,840 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>2,730 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,475 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,475 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 29 年度	1,008 千円	平成 30 年度	585 千円	令和元年度	64 千円	年度	決算額	平成 27 年度	7,515 千円	平成 28 年度	7,327 千円	平成 29 年度	6,890 千円	平成 30 年度	9,267 千円	令和元年度	6,922 千円	年度	決算額	平成 27 年度	2,953 千円	平成 28 年度	2,840 千円	平成 29 年度	2,730 千円	平成 30 年度	1,475 千円	令和元年度	1,475 千円
年度	決算額																																					
平成 29 年度	1,008 千円																																					
平成 30 年度	585 千円																																					
令和元年度	64 千円																																					
年度	決算額																																					
平成 27 年度	7,515 千円																																					
平成 28 年度	7,327 千円																																					
平成 29 年度	6,890 千円																																					
平成 30 年度	9,267 千円																																					
令和元年度	6,922 千円																																					
年度	決算額																																					
平成 27 年度	2,953 千円																																					
平成 28 年度	2,840 千円																																					
平成 29 年度	2,730 千円																																					
平成 30 年度	1,475 千円																																					
令和元年度	1,475 千円																																					

項目	内容
開始時期	平成 27 年度 ただし、果樹新規取組者確保支援事業は平成 29 年度からである。
当年度実績	研修会・先進地視察等
実施状況	果樹新規取組者確保支援事業の監査対象年度は、育苗管理委託を実施している。 園芸産地力強化県推進事業の監査対象年度は、研修会、品評価会、種苗安定供給対策、果樹生育作柄情報調査といった内容を実施している。 地域振興協議会活動負担金の監査対象年度は、研修会や先進地視察といった活動を実施している。

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

4. 園芸振興基本戦略推進事業

(1) 概要

項目	内容									
支援フェーズ	●	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援				
事業担当課	農産園芸課									
目的及び内容	足腰の強い新潟県農業の実現に向け、関係機関・団体等と一体となった園芸振興基本戦略の策定と併せ、戦略の浸透と機運醸成を通じ、稲作農家の経営の幅を広げるとともに、省力的で生産効率の高い産地を育成し、園芸生産の拡大を図る。 J Aグループや市町村等、関係機関・団体と一体となって、生産者への園芸振興基本戦略の浸透を図り、園芸の導入・拡大に向けて挑戦する機運を醸成する。									
財源区分	県									
事業規模 (決算額)	<table><tr><td>年度</td><td>決算額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>2,529 千円</td></tr></table>						年度	決算額	令和元年度	2,529 千円
年度	決算額									
令和元年度	2,529 千円									
開始時期	令和元年度									
当年度実績	(1) 園芸生産振興大会の開催 (2) 園芸導入啓発キャラバンの実施 (3) 園芸導入啓発活動の実施									
実施状況	上記の活動に伴い普及指導員向けの園芸品種栽培マニュアルを配布する必要があるため、編纂と印刷に要する経費も執行されている。 令和元年度は新たにたまねぎのマニュアルを作成したほか、平成 23 年度に作成された新潟茶豆のマニュアルについても、現時点までの県園芸研究センター及び他試験研究機関の研究成果や新品種の情報を踏まえた改訂を行った。									

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

5. 園芸産地化チャレンジ事業

(1) 概要

項目	内容											
支援フェーズ	●	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援						
事業担当課	農地整備課・農地計画課											
目的及び内容	ほ場整備の構想段階から、園芸品目の導入について、担い手の理解と気運の向上を支援し、生産から流通・販売までの一貫した構想を、ほ場整備の事業計画に反映させることを目指す。											
財源区分	県											
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>3,764 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>4,864 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 30 年度	3,764 千円	令和元年度	4,864 千円
年度	決算額											
平成 30 年度	3,764 千円											
令和元年度	4,864 千円											
開始時期	平成 30 年度											
当年度実績	研修会等の実施											
実施状況	園芸産地化チャレンジ事業実施要領によれば、「園芸産地化チャレンジ事業」の「第 1 趣旨」は、「ほ場整備の平成 31 年度以降新規着工地区の面積において、2 割以上の園芸品目の導入を目指し、ほ場整備を契機とした園芸導入の合意形成を推進する。」とされており、上記趣旨を達成するためのステップを整理すれば【図 2】のようになる。											

【図 2：園芸産地化チャレンジ事業のステップ】

大目標	地区別園芸導入・拡大計画を立案
↑	
中目標	ほ場整備を契機とした園芸導入の合意形成を推進
↑	
実施事業	(1) 先進地視察、研修会による園芸の理解促進 (2) 園芸産地化研修会の「理解促進」具合をアンケートで確認 (3) 専門家等による組織運営、労務管理、マーケティング等の指導、助言 (4) 園芸の産地化に向けた栽培者、品目、販路の検討会の開催

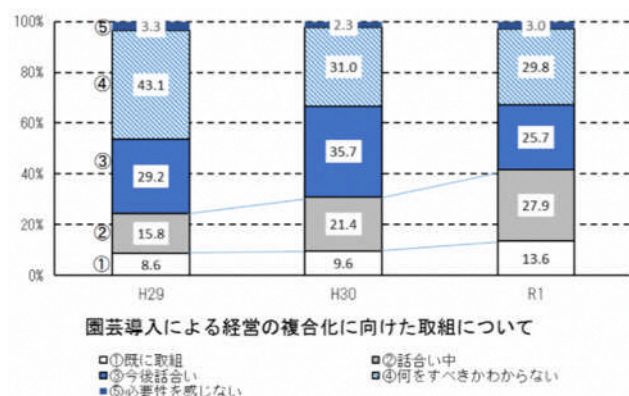
※ただし、園芸導入・拡大計画を立案するためには、前提としてほ場整備を実施することへの地区（地権者や耕作者）の合意を得ることが必要。

(2) 指摘及び意見等

① アンケートの回収率向上について【意見 6】

園芸産地化研修会の実施が、中目標である「ほ場整備を契機とした園芸導入の合意形成」にどのように資しているのか県担当課に確認したところ、次のアンケート結果が提示された。

【図 3：アンケート結果】



※ H29年度～R元年度農業農村活性化研修会でのアンケート結果（質問3）

農業・農村活性化研修会アンケート結果						
表	H29	(%)	H30	(%)	R1	(%)
参加者	730		830		780	
アンケート回収数	222		404		277	
回収率 (%)		30.4		48.7		35.5
1 研修会の理解度	217		401		272	
①十分理解できた	29	13.1	57	14.1	44	15.9
②理解できた	116	52.3	199	49.3	140	50.5
③まあまあ理解できた	67	30.2	127	31.4	84	30.3
④あまり理解できなかった	5	2.3	16	4.0	4	1.4
⑤理解できなかった	0	0.0	2	0.5	0	0.0
2 園芸産地化の話合い	219		399		276	
①大いに必要	60	27.4	96	24.1	54	19.6
②必要である	138	63.0	259	64.9	185	67.0
③あまり必要でない	9	4.1	19	4.8	13	4.7
④全く必要でない	0	0.0	2	0.5	2	0.7
⑤わからない	12	5.5	23	5.8	22	8.0
3 園芸導入による経営の複合化の必要性と取組	209		384		265	
①必要・既に取組	18	8.6	37	9.6	36	13.6
②必要・話合い中	33	15.8	82	21.4	74	27.9
③必要・今後話合い	61	29.2	137	35.7	68	25.7
④必要・何をすべきかわからない	90	43.1	119	31.0	79	29.8
⑤必要性を感じない	7	3.3	9	2.3	8	3.0
4 園芸に対する不安・悩み(複数可)	195		379		264	
①担い手がない	85	43.6	168	44.3	118	44.7
②品目がわからない	76	39.0	131	34.6	87	33.0
③栽培技術がない	78	40.0	141	37.2	111	29.3
④販売先がわからない	40	20.5	76	20.1	64	16.9
⑤価格が安定しない	31	15.9	67	17.7	47	12.4
⑥労力・手間がない	72	36.9	105	27.7	100	26.4
⑦機械・施設がない	87	44.6	191	50.4	145	38.3
⑧ほ場条件が悪い	38	19.5	132	34.8	93	24.5
⑨その他	19	9.7	5	1.3	7	2.7
5 「儲かる農業」実現に向け必要な支援	96		22		13	
6 意見、要望	58		138		104	

※園芸産地化チャレンジ事業での研修会は平成 30 年度から開始している。平成 29 年度は、農業経営高度化支援事業で研修会を実施している。

アンケート結果によると、アンケート回収率がおおむね3～4割程度で推移している。回収率が3か年平均で4割弱であり、アンケート回収率としては低いと考えられる。

県担当課によれば、聴講者の手元が暗いこと、机を備えていない会場が多いこと、全プログラム終了後にアンケートを記載してもらうことからアンケートの回収率が低いと思われるとのことであった。

回収率が低い場合には、中目標に対する適切な評価ができないと考えられるため、アンケートを記載する時間を確保する等、回収率の向上を図っていただきたい。

②事業の効果測定について【意見7】

園芸産地化研修会の実施が、大目標である「地区別園芸導入・拡大計画の立案」にどの程度つながったのかを検討・評価する定量的な尺度の有無について確認したが、本事業は開始して間もなく、定量的な尺度に基づく評価は行っていないとのことであった。

しかし、園芸振興基本戦略においても、栽培面積180haを増加させる目標があり、園芸の裾野を広げることとしているため、本事業においてもほ場整備を契機とした園芸栽培の目標取組数等の評価が重要と考えられる。また、当該評価を踏まえて、現在実施している研修会の内容について検討することが重要と考えられる。

目標取組数等から逆算して、いつ、どこで、どれくらいの頻度で研修会を開催すべきかを検討すること、そして、定量的な評価尺度に基づいて、継続的に研修会の内容についてブラッシュアップするような、PDCAサイクルを構築することが望ましい。

例えば、研修参加地区に対する計画作成地区の割合などが考えられる。

③研修参加者と研修内容の見直しについて【意見8】

アンケート結果（質問3）の対象者を見て分かるとおり、園芸導入による経営の複合化について「①既に取組」を実施している者が研修参加者に含まれている（令和元年度では研修参加者のうち13.6%を占めている）。ここで、本事業の目的は「園芸品目の導入について、担い手の理解と気運の向上を支援し、生産から流通・販売までの一貫した構想を、ほ場整備の事業計画に反映させることを目指す」とされているため、園芸導入による経営複合化に既に取り組んでいる者を研修受講者として参加させることの適否について検証した。

県担当課によれば、開催した研修会は、ほ場整備事業の構想段階、調査・計画段階の地区といった、ほ場整備事業採択前の地区を対象としているが、中には園芸の試験栽培を実施している地区もあり、これらの地区が「既に取り組んでいる」と回答しているものと思われるとのことであった。また、試験栽培段階では、小区画ほ場での手作業によるものが中心で、ほ場整備地区で目指す大区画ほ場での機械化による園芸栽培の段階にはまだ遠く至らないため、引き続き研修で知見を深める必要があると考え、既に取り組んでいる者が研修参加者に含まれていることも妥当であるということであった。

園芸導入の取組状況を正確に把握できるような設問にするとともに、上述のアンケート回収率向上を図ることで、今後、研修参加者の栽培レベルに合った研修内容の見直しを行い、より費用対効果の高い研修会を目指すことが望ましい。

6. 農業経営高度化支援事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	●	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援												
事業担当課	農地整備課																	
目的及び内容	経営体育成基盤整備事業の実施を契機とした土地利用調整活動等により、担い手の確保・育成と併せて、農地の集積・集約化とそれを契機とした園芸産地化を促進する。																	
財源区分	国：50～62.5％　　県：25～50％																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>338,122 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>536,751 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>673,355 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>894,274 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>704,962 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	338,122 千円	平成 28 年度	536,751 千円	平成 29 年度	673,355 千円	平成 30 年度	894,274 千円	令和元年度	704,962 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	338,122 千円																	
平成 28 年度	536,751 千円																	
平成 29 年度	673,355 千円																	
平成 30 年度	894,274 千円																	
令和元年度	704,962 千円																	
開始時期	平成 18 年度																	
当年度実績	農地の集積・集約 園芸産地化（ほ場整備地区（勝屋・発久・新津里田上・中江有田・東海））																	
実施状況	本事業は複数年度にわたって実施される事業であり、監査対象年度もそれぞれの地区において、完了年度に向け、農地の集積・集約事業と調査・調整事業を実施している。																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

7. 新潟県農林水産業総合振興事業（大豆・そば・麦生産促進）

（１）概要

項目	内容																
支援フェーズ	●	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援											
事業担当課	地域農政推進課																
目的及び内容	実需の求める品種・収量・品質の売れる大豆・そば・麦を生産し、米を中心とした安定的な複合経営の確立を図る。 (1) 大豆・そば・麦の生産のために必要な施設の補助 (2) 大豆・そば・麦の生産のために必要な機械のリース																
財源区分	県																
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>736 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>2, 041 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>15, 725 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>9, 381 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>2, 939 千円</td></tr></table>					年度	決算額	平成 27 年度	736 千円	平成 28 年度	2, 041 千円	平成 29 年度	15, 725 千円	平成 30 年度	9, 381 千円	令和元年度	2, 939 千円
年度	決算額																
平成 27 年度	736 千円																
平成 28 年度	2, 041 千円																
平成 29 年度	15, 725 千円																
平成 30 年度	9, 381 千円																
令和元年度	2, 939 千円																
開始時期	平成 24 年度																
当年度実績	トラクター、乾燥機等																
実施状況	令和元年度の申請数は全部で 2 件あり、内容は次のとおりであった。 <table><tr><th>補助対象物件名</th><th>購入金額（円）</th><th>補助金額（円）</th><th>契約方法</th></tr><tr><td>トラクター等</td><td>6, 664, 140</td><td>2, 018, 000</td><td>指名競争入札</td></tr><tr><td>乾燥機等</td><td>3, 315, 600</td><td>921, 000</td><td>指名競争入札</td></tr></table>					補助対象物件名	購入金額（円）	補助金額（円）	契約方法	トラクター等	6, 664, 140	2, 018, 000	指名競争入札	乾燥機等	3, 315, 600	921, 000	指名競争入札
補助対象物件名	購入金額（円）	補助金額（円）	契約方法														
トラクター等	6, 664, 140	2, 018, 000	指名競争入札														
乾燥機等	3, 315, 600	921, 000	指名競争入札														

（２）指摘及び意見等

①計画途中年度の目標値の設定及び進捗率等の評価について【意見 9】

大豆・そば・麦生産促進事業は、実需の求める品種、収量、品質の大豆、そば、麦を生産し、米を中心とした安定的な複合経営の確立を事業目的としている。また事業目的を達成するための成果指標は、10a 当たりの収量、品質及び作付面積としている。

ここで、事業計画書では、3 年後の最終目標値のみ設定し、途中年度である 1 年目及び 2 年目で達成すべき目標値（以下「中間目標値」という。）が示されていないため、達成状況報告書において最終目標値と 1 年目の実績の比較を行っている。中間目標値がない中

で、計画途中年度における進捗率及び達成率を県としてどのように評価しているのかを確認した。

県担当課によれば、目標年度の目標値に対しての進捗管理を行っているが、中間目標値は設定しておらず、また、これに対する進捗率等も計算していないとのことであった。

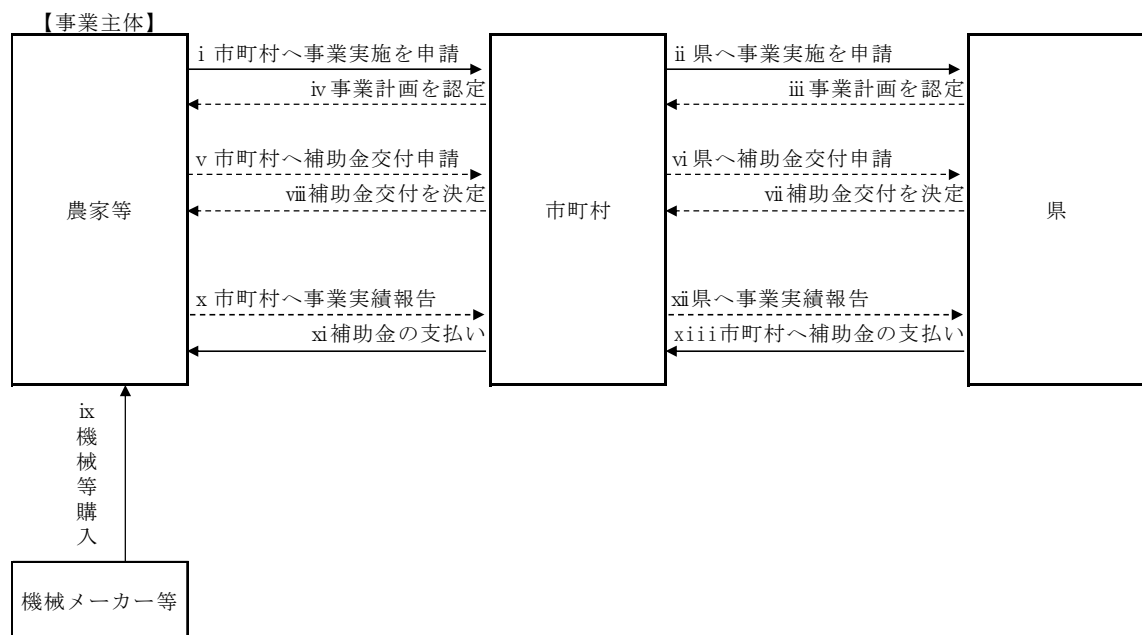
しかし、中間目標値とその達成状況は、最終目標値を達成するための重要なマイルストーンであり、計画全体の達成可能性を示すものである。補助金の効果を着実に発現させる観点から、事業計画書では中間目標値を設定するとともに、達成状況報告書で途中年度の進捗状況や達成状況を定量的に評価することが望ましい。

②補助金審査の方法について【意見 10・意見 11】

大豆・そば・麦生産促進事業は、一例として次のようなフローで補助金が支給される仕組みとなっている。

- i. 事業主体が市町村に事業実施を申請（対象物件や契約方法を明記し事業計画書が添付される）
- ii. 市町村が県に事業実施を申請（対象物件や契約方法を明記し事業計画書が添付される）
- iii. 県が市町村に事業計画を認定
- iv. 市町村が事業主体に事業計画を認定
- v. 事業主体は機械等の購入代金に対応する補助金を市町村に交付申請
- vi. 市町村は県に交付申請
- vii. 県は市町村に補助金を交付決定
- viii. 市町村は事業主体に補助金を交付決定
- ix. 入札結果等に基づき、事業主体がメーカー等から機械を購入
- x. 事業主体が市町村に事業実績を報告
- xi. 市町村が検査を実施し適当と認められた場合、事業主体に補助金を支払う
- xii. 市町村が県に事業実績を報告
- xiii. 県が審査を実施し適当と認められた場合、市町村に補助金を支払う

これを図示すれば、次のとおりである。



ここで、上記のうち手順ixにおいて事業主体が実施した入札手続について、県がどのようなチェックをしているのかを確認したところ、次のようになっていた。

	計画審査（事前審査）	完了検査（事後審査）
「新潟県農林水産業総合振興事業実施要領」で定めている契約ルールへの準拠性 （県契約ルール）	確認する	確認する
事業主体側の契約ルールへの準拠性 （事業主体契約ルール）	確認しない	確認する

県契約ルールと事業主体契約ルールの双方に照らして審査をしているのは、県が求める契約手続に従ったことを確認するとともに、事業主体が組織内の合意やルールに沿って適正に契約したことを確認し、契約手続の適切性を担保しようとするものである。

②-1. 計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について【意見 10】

県は原則として事業主体に対しても一般競争入札を求めているが、事業主体側の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認している。しかし、一般競争入札については、制限付き一般競争入札までは検討させるようなチェックリストになってい

かった。より一層の競争性と透明性を事業主体に確保させる観点から、計画審査時点で使用する計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目も設けることが望ましい。

②-2. 事業主体側の契約ルールを確認する時期について【意見 11】

事業主体が機械メーカー等と契約する手続について、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。

しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。

この点、補助金交付の審査の実効性をより高めるためには、計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。

<参考>

令和元年度の申請数は全部で2件あり、2件とも指名競争入札であった。また過去5年間の推移は下記のとおりである。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	5 ヶ年合計
一般競争入札	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
指名競争入札	0 件	0 件	1 件	1 件	2 件	4 件
見積り合わせ	1 件	1 件	7 件	4 件	0 件	13 件
合計	1 件	1 件	8 件	5 件	2 件	17 件

8. 新潟県農林水産業総合振興事業（園芸生産促進）

（１）概要

項目		内容															
支援フェーズ	●	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援											
事業担当課	地域農政推進課																
目的及び内容	園芸産地の体質強化を図るため、園芸生産拡大に必要な施設等の整備に対して支援する。 (1) 園芸用鉄骨ハウス、園芸施設及び小規模基盤整備等支援、農業者に貸し出す機械（農業協同組合のみ）、遊休化している鉄骨ハウスの修繕等の整備支援（補助） (2) 認定農業者等への園芸用パイプハウス、機械・施設の整備支援（リース方式） (3) 産地の効率的生産体制づくり、流通・販売体制強化を支援																
財源区分	県																
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>96, 374 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>320, 829 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>422, 587 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>367, 726 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>194, 638 千円</td></tr></table> 監査対象年度の事業費内訳 (県費 71, 330 千円、市町村費 5, 096 千円、その他 118, 212 千円)					年度	決算額	平成 27 年度	96, 374 千円	平成 28 年度	320, 829 千円	平成 29 年度	422, 587 千円	平成 30 年度	367, 726 千円	令和元年度	194, 638 千円
年度	決算額																
平成 27 年度	96, 374 千円																
平成 28 年度	320, 829 千円																
平成 29 年度	422, 587 千円																
平成 30 年度	367, 726 千円																
令和元年度	194, 638 千円																
開始時期	平成 24 年度																
当年度実績	園芸品目栽培用のハウスや機械の導入支援  鉄骨ハウスパイプハウス																
実施状況	令和元年度の申請数は 22 件あった。このうち、3 件について監査を行った。																

(2) 指摘及び意見等

①提出書類の不備について【意見 12】

県は、市町村が作成した、補助金申請者（事業主体）が補助対象となる機械や施設を利用することで園芸生産を拡大させることを記載した計画書を収受し、内容審査の結果適正と認められるとき、事業認定している。また、実績報告の翌年度以降、県は市町村から報告された達成状況報告書を収受し、計画の達成状況について進捗管理を行っている。

計画書と達成状況報告書を閲覧したところ、いくつかの記載誤りが発見された。具体的には、以下のものが検出された。

(ア) 計画書に記載の事業主体と、達成状況報告書に記載の事業主体が不一致

書類名	事業主体	リース主体
別記様式1号 「平成31年度新潟県農林水産業総合振興事業共通計画書」	A社	-
別記様式31号 「新潟県農林水産業総合振興事業達成状況報告書」	B社	A社

(イ) 「収支計画書」の根拠資料である「販売計画」において、総重量 kg が「農協出荷」の数値と「直売所・スーパー他」の数値を誤って記載している。

販売計画

現状330a 販売金額			
	販売額 円	総重量 kg	金額 kg
農協出荷	6,791,000	1,428kg	759
直売所・スーパー他	1,600,000	8,946kg	1,120
	8,391,000	10,374kg	

正しくは、それぞれ以下のとおりである。

農協出荷 $6,791,000 \text{ 円} \div 8,946\text{kg} = 759 \text{ 円/kg}$

直売所・スーパー等 $1,600,000 \text{ 円} \div 1,428\text{kg} = 1,120 \text{ 円/kg}$

(ウ) 計画書と、その添付資料である「収支計画書」の間で、記載された金額が不一致

書類名	支出金額	目標年次令和3年の支出金額
別記様式1号 「平成31年度新潟県農林水産業総合振興事業共通計画書 共通添付資料3」の「収支計画書（枝豆出荷作業所増築）」		14, 199, 355円
共通添付資料3に別添されている資料 （「現状329aと目標625a比較」表内）		13, 779, 564円

補助金交付にあたって必要となる書類は、事業主体が市町村に提出したものをもとに、市町村が作成し県に提出しているが、審査主体は県であるから、記載漏れを防止又は発見することができるよう、複数人でのチェック体制を徹底することが望ましい。

②主体的な評価の実施について【意見 13】

達成状況報告書では、「判断項目」、「課題記載事項」、「改善策記載事項」の記載を事業主体に求めている。ここで、「判断項目」は要綱要領に掲載されているものが選定されるが、事業によっては要綱要領に掲載されていない「判断項目」を個別に追加することがある。これは、補助金交付先である事業主体の状況（栽培品目など）を勘案して、県が個別に追加することがあるためである。

一方、達成状況報告書には、市町村の報告をもとに県が事業の効果の評価したことを記録する箇所が存在しなかった。県担当課によれば、事業の効果は適切に評価しているとのことであったが、県が任意に「判断項目」を追加することもある中で、県として主体的に評価したことを記録する箇所が存在しない場合には、どのような経緯を経て評価項目を選定したのか、当該評価項目の達成率をどのように計算すべきかなどが明らかにならず、最終的な評価を誤る可能性がある。

したがって、県として事業の効果を主体的に評価した結果を記録できるよう、県の評価記載欄を設定することが望ましい。

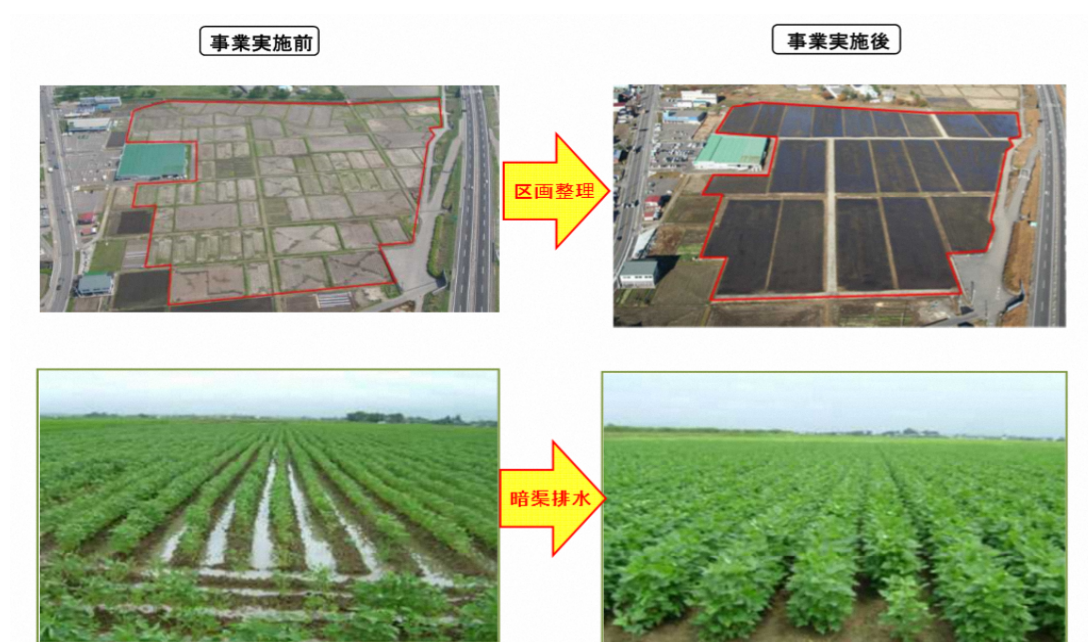
9. 経営体育成基盤整備事業

(1) 概要

項目	内容																				
支援フェーズ	●	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援															
事業担当課	農地整備課																				
目的及び内容	農業者の所得向上に向け、経営規模の拡大や生産コストの低減、経営の多角化・複合化を図るため、農地の大区画化と汎用化を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化や、ほ場整備を契機とした園芸産地の育成・拡大を推進する。																				
財源区分	国庫補助事業／交付金事業 (メニューによって国庫補助事業、交付金事業に分かれる) 国：50～62.5% 県：27.5～50% 地元負担：0～10%																				
事業規模	当初予算額の推移 <table><tr><td>年度</td><td>予算額（国）</td><td>予算額（県）</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>5,481,313 千円</td><td>3,770,314 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>3,601,320 千円</td><td>2,474,207 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>3,682,239 千円</td><td>2,564,736 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>3,734,102 千円</td><td>2,523,334 千円</td></tr></table>						年度	予算額（国）	予算額（県）	平成 28 年度	5,481,313 千円	3,770,314 千円	平成 29 年度	3,601,320 千円	2,474,207 千円	平成 30 年度	3,682,239 千円	2,564,736 千円	令和元年度	3,734,102 千円	2,523,334 千円
年度	予算額（国）	予算額（県）																			
平成 28 年度	5,481,313 千円	3,770,314 千円																			
平成 29 年度	3,601,320 千円	2,474,207 千円																			
平成 30 年度	3,682,239 千円	2,564,736 千円																			
令和元年度	3,734,102 千円	2,523,334 千円																			
開始時期	平成 5 年度 ※ほ場整備事業は昭和 38 年度から実施。平成 5 年度から担い手育成型に移行。																				
当年度実績	令和元年度における経営体育成基盤整備事業の実施状況は以下のとおりである。（区分は「農業競争力強化農地整備事業実施要領：農林水産省」参照） <table><tr><td>経営体育成型</td><td>74 地区</td></tr><tr><td>耕作放棄地型</td><td>0 地区</td></tr><tr><td>中山間地域型</td><td>2 地区</td></tr><tr><td>中山間傾斜農地型</td><td>0 地区</td></tr><tr><td>国営事業促進型</td><td>0 地区</td></tr><tr><td>農地中間管理機構関連農地整備事業</td><td>2 地区</td></tr><tr><td>合計</td><td>78 地区</td></tr></table>						経営体育成型	74 地区	耕作放棄地型	0 地区	中山間地域型	2 地区	中山間傾斜農地型	0 地区	国営事業促進型	0 地区	農地中間管理機構関連農地整備事業	2 地区	合計	78 地区	
経営体育成型	74 地区																				
耕作放棄地型	0 地区																				
中山間地域型	2 地区																				
中山間傾斜農地型	0 地区																				
国営事業促進型	0 地区																				
農地中間管理機構関連農地整備事業	2 地区																				
合計	78 地区																				
実施状況	80～81 ページ参照																				

主たるハード事業として区画整理・用排水整備、これに付随するソフト事業として農地集積・経営体育成などがあり、ハード整備の一つとして、園芸品目の作付けが可能な汎用化水田の整備を推進している。汎用化水田とは、稲作に加えて園芸作物の栽培が可能となるように、地下水位の低下を図った水田を指し、地下水位制御システムや暗渠排水工事によってこれを実現するものである。新潟県では、汎用化のための工事費を補助している。

【図4：経営体育成基盤整備事業を実施した区画の前後比較】



以下では、監査対象である農業振興関連事業すなわち園芸振興の観点から、暗渠排水工事等を行う汎用化について重点的に述べる。

県では、重粘土質の湿田地帯が多く、地耐力の向上などによる水稻作の効率化や、麦・大豆などの転作及び園芸作物の導入のために汎用化水田の整備推進を各種計画において掲げている。

計画の名称	ページ	計画内容
新潟県総合計画	139	水田フル活用に向けた生産基盤の整備 農地を効率よく担い手に集積・集約化し、生産性の向上に資する農地の大区画化と園芸導入を可能とする水田の汎用化を推進する。
A F F リーディングプラン	25 ～26	水田の汎用化や排水対策が遅れている地域では、園芸が導入されず経営の多角化・複合化が進みづらいことから、畑作が可能な汎用化水田の整備を推進する。
新潟県農業	15	水田の汎用化の推進

計画の名称	ページ	計画内容
農村整備の展開方向		園芸作物など消費者ニーズに即した多様な農産物を効率良く生産し、産地化を進めるため、排水対策の徹底による水田の汎用化を推進する。
園芸振興基本戦略	5	(イ) 地域条件を踏まえた農地等の生産基盤の改善・確保 地下水位制御システムや暗渠排水等の施工による汎用化水田の整備を促進するとともに、モデル圃場の設置などにより、農業者に排水対策の徹底や土壌条件の改善に向けた取組などを啓発する。

汎用化の整備推進に関する具体的な数値目標は水田汎用化面積について設定されており、新潟県総合計画やA F Fリーディングプランにおいて記載されている。これらによれば、令和6年度における汎用化農地面積 84,100ha を目標に掲げている。

指標名	現状	目標	
	平成 28 年度末推計値	令和元年度	令和 6 年度
水田汎用化面積（累計）	76,100 ha	80,000 ha	84,100 ha

なお、平成 30 年度末における達成状況は 78,539ha（93.3%）であった。

上記目標値である水田汎用化面積は過去数十年以上にわたって実施されてきたほ場整備事業によって汎用化された累計面積を含んでいる。また、平成 31 年度以降の新規着工地区（ほ場整備事業の採択地区）については、ほ場整備対象面積の最低 2 割について園芸品目の導入を目指すこととしている。

ここで、県担当課によれば、ほ場整備を採択してからおおむね 5 年程度で園芸品目の作付けが開始され、計画どおりの栽培が可能となるまでに更に 5～10 年必要とのことであった。

県では、ほ場整備対象地区ごとに、園芸導入・拡大計画において、目標年度及び面積を設定し、年度毎に作付実績面積の報告を受けることとしている。また、ほ場整備地区での園芸振興への取組状況については、四半期ごとに地域振興局から報告を受けている。

なお、ほ場整備地区の園芸導入・拡大計画で掲げられている「2 割」という数値は、国の土地改良長期計画と新潟県の主食用米の減産分等を踏まえて設定している。

【ほ場整備地区における園芸導入目標「2 割」の考え方】

- (ア) 国の土地改良長期計画：基盤整備完了区域の水田における主食用米を除く作付面積に占める高収益作物の割合を約 3 割以上とする。
- (イ) 新潟県における主食用米の減産の割合 約 30～40%
- (ウ) 上記 (ア) × (イ) = 「約 3 割以上」 × 「約 30～40%」 から、おおむね 10% 程度
- (エ) 新潟県での園芸導入が進んでいないことを考慮して更に 10% 程度を上乗せ

（２）指摘及び意見等

①園芸品目作付面積の計画実績対比の様式について【意見 14】

２割目標を達成する最終年度までの各年度において、園芸作付面積をどの程度とするかの目標は設定されており、当該各年度の計画値を記入する様式も存在する。

しかし、各年度の計画面積と実績を比較する様式が存在していなかった。計画と実績を定量的に比較し、未達要因等を分析することは、目標達成に向けて計画的に事業を遂行する上では必須であるため、当該様式を整備することが望ましい。

なお、計画実績比較様式については、監査対象期の令和元年度では存在しなかったが、令和２年度において様式の準備を進めていることを県担当課より聴取している。

②各年度での目標値の根拠について【意見 15】

前述のとおり、平成 28 年度時点では、これまでで累計 76,100ha の汎用化が行われている。汎用化事例としては十分な実績が蓄積されていることから、園芸導入面積２割達成を実現する最終年度までの各年度に対して設定された計画値の根拠、面積拡大率（成長率）の根拠などについて検討を試みたが、特段のデータの裏付けが確認できなかった。

これについて県担当課によれば、平成 28 年度時点では、これまでで累計 76,100ha の汎用化が行われているが、この面積のうち、どの程度の面積が、事業開始からどの程度の期間をもって、園芸作付けができたのかといったデータは集計していないとのことであり、園芸導入計画は地域・地区ごとの栽培作物や施設の整備状況等を踏まえて、現場でのヒアリングに基づき適切に計画を作成しているとのことであった。

しかし、補助金を交付する以上、その根拠となる計画については、可能な限り客観的な検証が行われることが望ましい。そして、そのためには、過去の実績データ等に照らして、著しく不合理なものでないかといった観点での検討を行うことが望まれる。

上記①に記載のとおり、今後は園芸作付面積が実績として集計され、計画対比される予定となっているため、実績データを蓄積し、傾向値を分析すること、計画を策定する際の根拠とすること及び目標を適宜見直すことができるような体制を整備することが望ましい。

例えば、地域ごと及び作物ごとに平均何年で作付けが開始され、平均何年で目標とする２割まで到達するのかといった過去平均データを収集することが考えられる。

10. ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業

(1) 概要

項目	内容											
支援フェーズ	—	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援						
事業担当課	農産園芸課											
目的及び内容	ほ場整備地区等において、生産から集荷・流通まで一貫した園芸産地体制の整備等を支援し、新たな大規模園芸産地の育成を図るものとする。 (1) ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業 ① 補助 大規模園芸産地の育成に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 ② リース 大規模園芸産地の育成に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備 (2) 集荷・流通施設整備 ① 補助 大規模園芸産地の集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 ② リース 大規模園芸産地の集荷・流通体制の構築に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備											
財源区分	国及び県											
開始時期	平成 30 年度											
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>— 千円 (繰越 19,735 千円)</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>72,408 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 30 年度	— 千円 (繰越 19,735 千円)	令和元年度	72,408 千円
年度	決算額											
平成 30 年度	— 千円 (繰越 19,735 千円)											
令和元年度	72,408 千円											
当年度実績	えだまめ集出荷施設等											
実施状況	ほ場整備連携大規模園芸産地育成事業に申請される事業主体は、3年後（目標年度）までに作付面積をおおむね 30ha 以上とすることが求められ、相当大規模な農家を想定している。令和元年度で実施された事業は、えだまめやたまねぎの選別及び集出荷貯蔵施設などの整備であった。											

項目	内容			
	令和元年度の申請数は全部で3件あり、上位2件の内容は次のとおりであった。			
	補助対象事業	購入金額（円）	補助金額（円）	契約方法
	えだまめ集出荷施設等	437,580,000	47,252,000	一般競争入札
	同上	177,524,033	16,120,000	一般競争入札

（２）指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

11. 機械化・施設化園芸産地育成事業

(1) 概要

項目	内容											
支援フェーズ	—	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援						
事業担当課	農産園芸課											
目的及び内容	農業者等が労力補完体制等を構築して取り組む、機械化一貫体系の導入や施設園芸団地の整備等を支援することで、大規模園芸産地の育成を図るものとする。 (1) 機械化・施設化支援 ① 補助 ・ 機械化一貫体系の導入等に必要な機械・施設の整備 ・ 施設園芸団地の形成等に必要な機械・施設の整備及び用地の整備 ② リース ・ 機械化一貫体系の導入や施設園芸団地の形成等に必要なリース用機械・施設の整備 (2) 集荷・流通施設整備 ① 補助 ・ 園芸産地の集荷・流通体制の構築等に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 ② リース集荷・流通体制の整備に必要な施設・機械整備費を支援 ・ 園芸産地の集荷・流通体制の構築等に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備  ハウス団地  枝豆自動袋詰包装機											
財源区分	県											
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>87,548 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>51,645 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 30 年度	87,548 千円	令和元年度	51,645 千円
年度	決算額											
平成 30 年度	87,548 千円											
令和元年度	51,645 千円											

項目	内容			
開始時期	平成 30 年度			
当年度実績	ビニールハウス、自動洗浄脱水機等			
実施状況	令和元年度の申請数は全部で 3 件あり、上位 2 件の内容は次のとおりであった。			
	補助対象物件名	購入金額（円）	補助金額（円）	契約方法
	ビニールハウス等	55,000,000	24,453,000	指名競争入札
	自動洗浄脱水機等	40,122,000	18,575,000	見積り合わせ

（２）指摘及び意見等

①事業実施要領の不備について【指摘４】

機械化・施設化園芸産地育成事業は、機械化一貫体系の導入や施設園芸団地の整備を支援することで、大規模園芸産地の育成を図ることを目的として、ビニールハウスや農機などの取得代金の一部を補助する事業である。本事業は３年間でその計画を達成することとしており、評価指標としては、作付面積や出荷量を採用している。

補助金交付後、県は事業主体から達成状況報告書を３年間入手し、その達成に向けた進捗を管理している。また、最終年度（３年目）の評価指標の達成率が 70%未満の場合には、更に以下の管理を行うこととしている。

- i. 改善計画書の作成と提出を求める。
- ii. 達成状況報告書の提出を２年間延長する。

しかし、機械化・施設化園芸産地育成事業実施要領には、「達成率が 70%未満となった場合に上記 i 及び ii を求める」旨の記載が明文化されていなかった。県担当課によれば、本事業は新潟県農林水産業総合振興事業を参考に立案されたものであるから、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用しているとの説明であったが⁶、準用している旨の記載もなかった。

⁶ 新潟県農林水産業総合振興事業実施要領の第 9 の報告、(2)

「最終報告書において、達成状況（達成率）が 70%未満の機械・施設等の事業主体の長（リースの場合は借受者）は改善計画を作成し、調査年次の翌年度の 6 月末日までに所管の地域振興局を経由して農林水産部関係課に提出するとともに、当該市町村における達成状況報告書の提出を 5 年間（補助金交付要綱別表「Ⅰ経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」は 7 年間）まで延長するものとする」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikinosei/1239825711339.html>

実施要領に明確に記載がない場合には、担当者の運用誤りが生じる可能性があるため、機械化・施設化園芸産地育成事業実施要領に新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用する旨を明記する必要がある。

②達成率の計算誤りと評価の誤りについて【指摘5】

上記①にあるとおり、機械化・施設化園芸産地育成事業において交付した補助金の成果は、達成率が70%以上かどうかで判断されている。そこで、達成率の計算方法を確認したところ、次の計算式とされていた。

$$(\text{当年度実績} \div \text{最終年度の目標値}) \times 100 \cdots (\text{ア})$$

一方、機械化・施設化園芸産地育成事業実施要領に当該計算式が定められていないため、県担当課に聴取したところ、計算式についても新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を準用するとのことであった。そこで、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領を確認したところ、「実績報告項目・達成率判断項目一覧」において、次の方法で計算することが求められていた。

$$\{ (\text{当年度実績値} - \text{事業計画作成時の現状値}) \div (\text{最終年度目標値} - \text{事業計画作成時の現状値}) \} \times 100 \cdots (\text{イ})$$

実際に運用されている計算方法と、扱いを準用している新潟県農林水産業総合振興事業の実施要領で定められている計算方法に相違があったため、相違による影響の有無及び問題点について、次のように検討を行った。

まず、それぞれの計算式の意味するところは次のとおりである。

すなわち、計算式（ア）は最終年度の目標値に対して実績がどの程度近似しているかを意味する。一方、計算式（イ）は、補助事業実施前と最終年度である3年後までの増加幅を分母に置き、補助事業実施前と補助事業実施後の各年度実績の増加幅を分子としている。

次に、これを簡単な2つのケースに当てはめて考えてみると、以下ようになる。

なお、ケース1は実績が事業実施前より増加したが最終年度目標値に到達しなかった場合、ケース2は事業実施前の実績値を割り込んでしまった場合である。

(ケース 1) 増加したが最終年度目標値に到達しなかった場合

	N	N+1				N+2				N+3 (最終年度)			
	補助金 交付前	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分
	40	60	50	-10	10	80	70	-10	30	100	80	-20	40
計算式 (ア)		50%				70%				80%			
計算式 (イ)		17%				50%				67%			

(ケース 2) 事業実施前の実績を割り込んでしまった場合

	N	N+1				N+2				N+3 (最終年度)			
	補助金 交付前	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分	目標値	実績値	乖離	Nからの 増分
	90	93	50	-43	-40	96	70	-26	-20	100	80	-20	-10
計算式 (ア)		50%				70%				80%			
計算式 (イ)		-400%				-200%				-100%			

上記から分かるように、計算式 (ア) では 70% 以上となるが、計算式 (イ) では 70% 未満となってしまう年度があるため達成判断を誤るおそれがある。

補助金の交付は、園芸の生産拡大を図るべく行われているところ、3 年間で増加すると期待している部分 (増加幅) に対して、どの程度増加したかを検証する必要があるが、計算式 (ア) ではこれを検証することができない。

実際、令和元年度に採択された 3 案件について見ると、1 年目で達成していると判断されている案件が 1 件であったが、計算式 (イ) に従うと 0 件となる。

No	市町村名	事業費 (円)	県費 (円)	達成率 計算式 (ア)	達成率 計算式 (イ)
1	新潟市	55,000,000	24,453,000		
2	上越市	40,122,000	18,575,000		
3	長岡市	18,714,456	8,664,000	○	
合計		113,836,456	34,974,500	1 件	0 件

以上より、補助金の交付目的に照らして適切に効果測定をすべく、新潟県農林水産業総合振興事業実施要領で定めている (イ) の算定方法に是正する必要がある。

③達成状況報告書の不備について【意見 16】

長岡市の B 案件において、達成状況報告書に販売額に関する記載がなかった。なお、当該報告書は最終報告書ではない。

本事業では、最終年度で評価項目とされているものは面積や出荷量であり、販売額ではないため、最終報告書ではない達成状況報告書において販売額の記載がないとしても重要

な不備とはならないが、県が記載を求めた項目について記載漏れが生じていることには変わりない。最終報告書の評価項目に対して同様の事象を発生させてしまう場合には、評価を誤る可能性があるため、今回検出された記載漏れを防止又は発見することができる審査マニュアルやチェックリストを整備し、運用することが望まれる。

④計画途中年度の目標値の設定及び進捗率等の評価について【意見 17】

機械化・施設化園芸産地育成事業は、事業目的を達成するための成果指標を作付面積及び出荷量としている。

ここで、事業計画書では、3年後の最終目標値のみ設定し、中間目標値が示されていないため、達成状況報告書において最終目標値と1年目の実績の比較を行っている。中間目標値がない中で、計画途中年度における進捗率及び達成率を県としてどのように評価し、取り組んでいるかを確認した。

県担当課によれば、進捗状況や達成状況は計画途中年度の現場視察などで把握できていることから、中間目標値は設定しておらず、また、これに対する進捗率等も計算していないとのことであった。

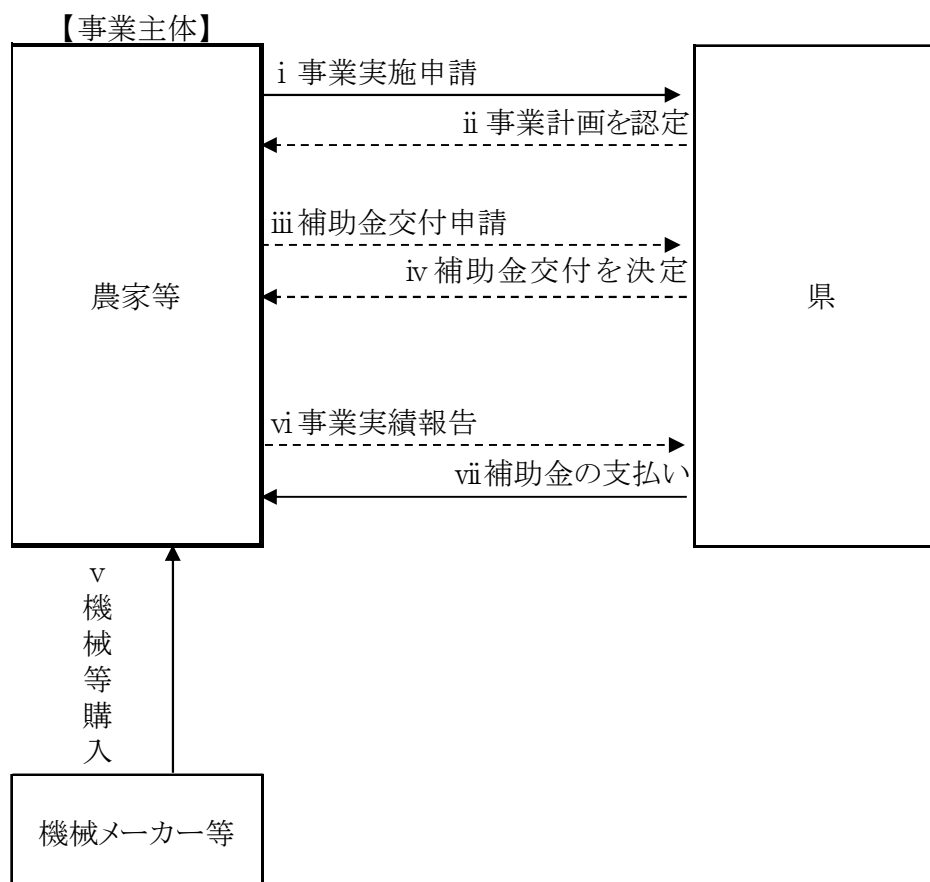
しかし、中間目標値とその達成状況は、最終目標値を達成するための重要なマイルストーンであり、計画全体の達成可能性を示すものである。補助金の効果を着実に発現させる観点から、事業計画書では中間目標値を設定するとともに、達成状況報告書で途中年度の進捗状況や達成状況を定量的に評価することが望ましい。

⑤補助金審査の方法について【意見 18・意見 19】

機械化・施設化園芸産地育成事業は、一例として次のようなフローで補助金が支給される仕組みとなっている。

- i. 事業主体が県に事業実施を申請
(対象物件や契約方法を明記し事業計画書が添付される)
- ii. 県が事業計画を認定
- iii. 事業主体は機械等の購入代金に対応する補助金を県に交付申請
- iv. 県は事業主体に補助金を交付決定
- v. 入札結果等に基づき、事業主体がメーカー等から機械を購入
- vi. 事業主体が県に事業実績を報告
- vii. 県が検査を実施し適当と認められた場合、事業主体に補助金を支払う

これを図示すれば、次のとおりである。



ここで、上記のうち手順vにおいて事業主体が実施した入札手続について、県がどのようなチェックをしているのかを確認したところ、次のようになっていた。

	計画審査（事前審査）	完了検査（事後審査）
準用している「新潟県農林水産業総合振興事業実施要領」で定めている契約ルールへの準拠性（県契約ルール）	確認する	確認する
事業主体側の契約ルールへの準拠性（事業主体契約ルール）	確認しない	確認する

県契約ルールと事業主体契約ルールの双方に照らして審査をしているのは、県が求める契約手続に従ったことを確認するとともに、事業主体が組織内の合意やルールに沿って適正に契約したことを確認し、契約手続の適切性を担保しようとするものである。

⑤-1. 計画審査時の制限付き一般競争入札検討のチェック項目導入について【意見 18】

県は原則として事業主体に対しても一般競争入札を求めているが、事業主体側の事情で一般競争入札が実施できない場合には、新潟県が例外として認めている指名競争入札もしくは3社以上の見積り合わせを行う予定であるかを確認している。しかし、一般競争入札については、制限付き一般競争入札までは検討させるようなチェックリストになっていなかった。より一層の競争性と透明性を事業主体に確保させる観点から、計画審査時点でする計画審査チェックリストにおいて、制限付き一般競争入札を事業主体側に求めることができるか検討させる項目も設けることが望ましい。

⑤-2. 事業主体側の契約ルールを確認する時期について【意見 19】

事業主体が機械メーカー等と契約する際の手続が、県契約ルールに準拠しているかを審査しているのは計画審査時点（事前審査）及び完了検査時点（事後審査）の両方である。

しかし、事業主体側が設けている契約ルールに準拠しているかを審査しているのは、完了検査時点のみであった。

この点、補助金交付の審査の実効性をより高めるためには、計画審査においても事業主体側の契約ルールに準拠しているかを確認する審査項目を設けることが望ましい。

<参考>

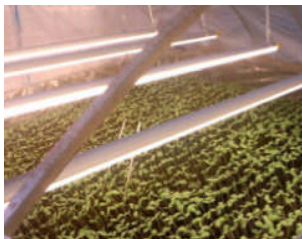
令和元年度の申請数は全部で3件あり、うち1件は指名競争入札で、残り2件は見積り合わせによるものであった。また過去2年間⁷の推移は下記のとおりである。

年度	平成30年度	令和元年度	2ヶ年合計
一般競争入札	0件	0件	0件
指名競争入札	3件	1件	4件
見積り合わせ	1件	2件	3件
合計	4件	3件	7件

⁷ 機械化・施設化園芸産地育成事業は、平成30年から実施されている事業である。

12. 園芸産地発展サポート支援事業

(1) 概要

項目	内容																
支援フェーズ	—	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援											
事業担当課	農産園芸課																
目的及び内容	園芸産地の発展に向け、産地の現状分析に基づいた課題解決のための取組を支援 (1) 新規取組者確保対策支援：啓発資料作成費及び新規取組者に対する初度的経費（種苗費、資材費、空きパイプハウス活用等） (2) 生産規模拡大支援：規模拡大に係る初度的経費及び作業の共同化等に係る経費 (3) 生産性・品質向上支援：新品種・新技術導入及び品質向上に係る経費（新品種種苗費、資材費、機器類等） (4) 付加価値向上支援：地域資源を活用した付加価値化や知的財産保護等の取組に係る経費 (5) 流通対策支援：流通経費の低コスト化や長期出荷等に向けた取組に係る経費																
財源区分	県 1/2 以内																
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>17,210 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>10,238 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>6,667 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>5,822 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>9,643 千円</td></tr></table> （注：平成 27 年度から平成 28 年度のデータは園芸産地発展サポート支援事業の前事業である園芸産地強化支援事業で新規取組者確保や生産拡大に向けた取組等を支援している。）					年度	決算額	平成 27 年度	17,210 千円	平成 28 年度	10,238 千円	平成 29 年度	6,667 千円	平成 30 年度	5,822 千円	令和元年度	9,643 千円
年度	決算額																
平成 27 年度	17,210 千円																
平成 28 年度	10,238 千円																
平成 29 年度	6,667 千円																
平成 30 年度	5,822 千円																
令和元年度	9,643 千円																
開始時期	平成 29 年度																
当年度実績	園芸産地の生産拡大に向けた課題解決を支援するため、新技術の導入や販売促進の取組等を支援。  すいかの LED 育苗の導入 有利販売に向けたブランドデザインの作成																

項目	内容
実施状況	監査対象年度では、収穫予想システム導入支援や新規・拡大取組者の経費支援など、17 件の事業を実施している。

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

13. 園芸産地化耕作条件改善事業

(1) 概要

項目	内容											
支援フェーズ	—	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援						
事業担当課	農地整備課											
目的及び内容	園芸産地化耕作条件改善事業は、高収益作物を中心とした大規模園芸産地の育成を先導するモデルほ場において、農地集積を図りつつ、園芸作物の生産に必要な排水条件の改善などのハード事業とソフト事業を組み合わせ一括支援することを目的とする。											
財源区分	国											
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1, 147 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1, 902 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 30 年度	1, 147 千円	令和元年度	1, 902 千円
年度	決算額											
平成 30 年度	1, 147 千円											
令和元年度	1, 902 千円											
開始時期	平成 30 年度											
当年度実績	暗渠排水											
実施状況	ほ場整備を契機とした園芸産地の創出・拡大を目指すために、監査対象年度は暗渠排水等を実施している。											

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

14. 畑地帯総合整備事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	●	生産拡大支援	—	販売拡大支援												
事業担当課	農地整備課																	
目的及び内容	担い手農家の経営安定に資する畑地帯整備を総合的に実施することにより、畑作農業経営の体質強化を図る。																	
財源区分	国、県																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>128,260 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>202,489 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>120,610 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>47,760 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>—</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	128,260 千円	平成 28 年度	202,489 千円	平成 29 年度	120,610 千円	平成 30 年度	47,760 千円	令和元年度	—
年度	決算額																	
平成 27 年度	128,260 千円																	
平成 28 年度	202,489 千円																	
平成 29 年度	120,610 千円																	
平成 30 年度	47,760 千円																	
令和元年度	—																	
開始時期	昭和 45 年度																	
当年度実績	なし																	
実施状況	下記の要件を満たす事業に対して補助を行う。 ・ 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかの事業を行うこと ・ 受益面積 20ha 以上 ・ 一定要件以上の担い手への利用集積 令和元年度においては申請及び実施の実績はなかった。直近の実績は平成 22 年度着手、平成 30 年度完成の魚沼市舟山地区（総事業費 1,010,000 千円）である。																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

15. 県産農林水産物販売力強化事業

(1) 概要

項目	内容																				
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	●	販売拡大支援															
事業担当課	食品・流通課																				
目的及び内容	園芸品目の生産拡大に向けて、けん引役となる「えだまめ」「ル レクチエ」等のブランド化を進め、県産農林水産物全体の価値や競争力の向上を図る。 (1) 新規顧客獲得に向けた取組展開 (2) ブランド力向上につながる取組展開 (3) なし新品種「新王」「新美月」等の販売促進 (4) 中京・関西圏への販路開拓																				
財源区分	県																				
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>17,361 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>17,005 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>14,512 千円</td></tr></table>					年度	決算額	平成 29 年度	17,361 千円	平成 30 年度	17,005 千円	令和元年度	14,512 千円								
年度	決算額																				
平成 29 年度	17,361 千円																				
平成 30 年度	17,005 千円																				
令和元年度	14,512 千円																				
開始時期	平成 29 年度																				
当年度実績	ル レクチエの認知度向上事業、新潟えだまめ首都圏 P R 事業等																				
実施状況	令和元年度の委託事業者は全部で 3 件あり、内容は次のとおりであった。 <table><tr><th>委託先</th><th>委託事業</th><th>委託金額 (円)</th><th>契約方法</th></tr><tr><td>A</td><td>ル レクチエの認知度向上事業</td><td>3,999,600</td><td>随意契約 (公募型プロポーザル方式)</td></tr><tr><td>B</td><td>ル レクチエの認知度向上事業</td><td>1,000,000</td><td>随意契約</td></tr><tr><td>C</td><td>新潟えだまめ首都圏 P R 事業</td><td>4,000,000</td><td>随意契約</td></tr></table>					委託先	委託事業	委託金額 (円)	契約方法	A	ル レクチエの認知度向上事業	3,999,600	随意契約 (公募型プロポーザル方式)	B	ル レクチエの認知度向上事業	1,000,000	随意契約	C	新潟えだまめ首都圏 P R 事業	4,000,000	随意契約
委託先	委託事業	委託金額 (円)	契約方法																		
A	ル レクチエの認知度向上事業	3,999,600	随意契約 (公募型プロポーザル方式)																		
B	ル レクチエの認知度向上事業	1,000,000	随意契約																		
C	新潟えだまめ首都圏 P R 事業	4,000,000	随意契約																		

（２）指摘及び意見等

①外部委託先の評価方法の見直しについて【意見 20】

県産農林水産物販売力強化事業は、園芸品目の生産拡大に向けて、けん引役となる「えだまめ」「ル レクチエ」等のブランド化を進め、県産農林水産物全体の価値や競争力の向上を図ることを目的としており、例えば、「ル レクチエ」の認知度向上のために雑誌への広告掲載を行ったり、えだまめの認知度向上のために東京の飲食店において、ビールとえだまめをセットで提供するPRイベントを行ったりしている。これらの事業については委託契約により、委託先の事業者が実施している。事業者との契約は主に随意契約で行われていた（これらの事業の契約事務については②を参照されたい）。

この点、事業を実施した事業者の評価は、認知度向上や固定ファンの拡大など定性的な評価のみ実施しており、定量的な指標を用いて評価を実施していなかった。定性的な評価だけでは、評価担当者による主観などにより恣意的な結果となる可能性がある。そのため、可能な限り、各事業者への評価として成果指標を定量的に定めることが望ましい。

例えば、達成すべき目標が認知度の向上であれば、認知度 30%を目指すという定量的な目標を設定し、その達成状況を確認することが考えられる。また、価値の向上が事業目的に掲げられているため、価値（販売価格）に関する成果指標を確認することも考えられる。

②契約行為にかかる競争性と透明性の検討について【意見 21、意見 22】

県産農林水産物販売力強化事業の令和元年度の委託事業者は全部で 3 社あり、すべて随意契約であった。このうち、1 社は公募型プロポーザル方式、残り 2 社は見積り合わせを行わない随意契約であった。ここで、見積り合わせをせずに随意契約した 2 社との契約事務について検証した。

（ア） B社は、「ル レクチエ」の認知度向上のための雑誌掲載記事の作成、SNS での情報発信等を委託する契約であり、その委託料は 100 万円であった。見積り合わせを行わない随意契約とした理由は、B 社が令和元年度の他の事業（食の新潟・魅力アップ推進事業）において公募型プロポーザル方式で採用され、その事業との連携を図るためであった。

（イ） C社は、えだまめの認知度向上のために、東京の飲食店においてビールとえだまめをセットで提供するPRイベントを実施すること等を委託する契約であり、その委託料は 400 万円であった。見積り合わせを行わない随意契約とした理由は、昨年度（平成 30 年度）の評価が高かったためであった。

②-1.（ア）について（見積り合わせの実施について）【意見 21】

見積り合わせを行うことが望ましかったと考える。

確かに、新潟県財務規則によれば、100 万円以下であれば見積り合わせをせずとも随意契約が締結できる。県はB社に他の事業でも販促デザインを委託しており、ブランド構築のためにはデザインの統一が必要なことから、本事業においてもB社に実施してもらうことが妥当と判断し、B社以外から見積徴取を行わなかったとのことである。

しかし、委託内容は雑誌への記事掲載やSNSによる情報発信であり、委託内容自体はB社でなければできないというものではなく、他社からの見積りを徴取することは容易であると思料する。仮にB社に委託する可能性が極めて高いとしても、他社からの見積書を徴取し、B社の提案金額を少しでも下げる努力ができたはずである。

②-2. (イ) について (公募型プロポーザル方式や見積り合わせの実施について) 【意見 22】

新潟県財務規則第 73 条では、随意契約をしようとする場合には、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならず (見積り合わせ)、予定価格が 100 万円を超えないときは見積書を徴さないことができるとされているところ、本件は 100 万円を超えるものの見積り合わせがされていなかったため、見積り合わせをしないことについての適切性を検討した。検討に当たっては、随意契約理由書及び支出負担行為決議書を閲覧した。

随意契約理由書によれば、随意契約とする理由として以下の旨が記載されていた。

- 本事業の目的は新潟枝豆のファン獲得と認知向上を目的に、首都圏でプロモーション活動を展開する。
- 当該目的を達成するためには、枝豆と親和性の高いビールと組み合わせた喫食機会の確保が効果的である。
- 首都圏における広告宣伝の企画力・実行力があり、大手ビールメーカーとタイアップし、飲食店で新潟枝豆をビールとセットで提供できる事業者が委託先として適切である。
- C社は過去2年連続で、本事業において公募型プロポーザル方式のもと随意契約先となっていた。C社の過去の実績を考慮し、本事業の目的を達成できるものはC社以外にはないと判断した。

また、県担当課の説明では、「新潟県財務規則」第 73 条 (4) 及び「新潟県財務規則の運用について」 (以下「規則運用」という。) 見積書 (第 73 条) 関係に基づき、見積り合わせが不相当であると考えたとのことであった。

【新潟県財務規則】

第 73 条

契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく 2 人以上の者から

見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 支出の原因となるべき契約で予定価格が 100 万円を超えないとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、契約の性質又は目的により見積書を徴することが不適当であると認めるとき。

【新潟県財務規則の運用について】

見積書（第 73 条）関係

2 2 人以上の者から見積書を徴するのは、見積り合わせをすることにより価格の公平と適正を期するためであるが、1 人若しくは 1 社の専売品等事実上 2 人以上からこれを徴することができない場合、1 人からだけ見積書を徴することができるものである

県産農林水産物販売力強化事業の目的が、「首都圏」「ビールメーカーとのタイアップ」に限定しているのであれば、C 社以外に選択肢がないかもしれないが、本事業の目的には「中京・関西圏への販路開拓」も掲げられている。中京・関西圏への販路開拓ができる業者とも比較し、首都圏でのプロモーション活動ができる C 社を選択することが本事業の目的を達成する上で重要なプロセスであること、過去 2 年は公募型プロポーザル方式を実施した上で随意契約を行っていることを鑑みれば、C 社に委託することを前提とした条件を付すだけでなく、「中京・関西圏への販路開拓」なども考慮できるよう、公募型プロポーザル方式や見積り合わせにより契約先の選定をすることが望ましい。

16. にいがた園芸農産物宣伝会負担金

(1) 概要

項目	内容																
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	●	販売拡大支援											
事業担当課	食品・流通課																
目的及び内容	県産農産物の認知向上や農林水産業者の意欲向上に向けて、関係機関・団体と連携した多様な宣伝・販売促進活動等を実施する。 (1) にいがた園芸農産物宣伝会への参画																
財源区分	県																
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>2,750 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>2,750 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>2,750 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>2,750 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>2,750 千円</td></tr></table>					年度	決算額	平成 27 年度	2,750 千円	平成 28 年度	2,750 千円	平成 29 年度	2,750 千円	平成 30 年度	2,750 千円	令和元年度	2,750 千円
年度	決算額																
平成 27 年度	2,750 千円																
平成 28 年度	2,750 千円																
平成 29 年度	2,750 千円																
平成 30 年度	2,750 千円																
令和元年度	2,750 千円																
開始時期	平成 20 年度																
当年度実績	にいがた園芸農産物宣伝会への負担金の拠出																
実施状況	県は、米やブランド品目以外の県産農産物の知名度向上に向け、県及び農業団体で組織されたにいがた園芸農産物宣伝会に対し負担金を拠出している。 にいがた園芸農産物宣伝会の主な活動は、越後姫の購入者に新潟県産すいかをプレゼントするキャンペーンや、県内外の店舗においておけさ柿の店頭試食宣伝及び店頭での販売促進、更には、ユリ切花のなにわ花まつりの実施など多岐にわたる。																

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

17. 新潟県青果物消費拡大推進事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	●	販売拡大支援												
事業担当課	食品・流通課																	
目的及び内容	青果物についての正しい知識、健康効果、料理方法等について広く一般消費者に普及啓発し、青果物についての知識を深めるとともに、県産品の優秀性を周知し、その消費拡大を図る取組に対して支援する。 (1) 料理講習会の開催等 (2) 産地との交流・意見交換会等 (3) 青果物消費拡大イベントの開催等 (4) その他県産青果物の理解促進、消費拡大に必要と認められる事項																	
財源区分	県																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>770 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>770 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>770 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>770 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>770 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	770 千円	平成 28 年度	770 千円	平成 29 年度	770 千円	平成 30 年度	770 千円	令和元年度	770 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	770 千円																	
平成 28 年度	770 千円																	
平成 29 年度	770 千円																	
平成 30 年度	770 千円																	
令和元年度	770 千円																	
開始時期	昭和 61 年度																	
当年度実績	料理講習会等																	
実施状況	新潟県青果物消費拡大推進事業では、料理講習会や消費者体験ツアー、青果物消費拡大イベントなどの事業に対し補助金を拠出する。																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

18. 花き産業連携促進事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	●	販売拡大支援												
事業担当課	食品・流通課																	
目的及び内容	花き産業関係者が組織する協議会が行う、生産から流通、消費拡大対策まで一貫性を持った振興事業を企画・立案し、県産花きの需要喚起を図るための取組を支援する。 (1) 協議会が行う県内外の関係者等と連携した花き振興事業を支援 (2) 花き需要や先進事例の調査等																	
財源区分	県																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>1,250 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>1,250 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>1,250 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,250 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,250 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	1,250 千円	平成 28 年度	1,250 千円	平成 29 年度	1,250 千円	平成 30 年度	1,250 千円	令和元年度	1,250 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	1,250 千円																	
平成 28 年度	1,250 千円																	
平成 29 年度	1,250 千円																	
平成 30 年度	1,250 千円																	
令和元年度	1,250 千円																	
開始時期	平成 26 年度																	
当年度実績	新潟県花き振興協議会への負担金の拠出																	
実施状況	花き産業連携促進事業は、県が新潟県花き振興協議会へ負担金を拠出し、新潟県花き振興協議会が実際の需要喚起を図る活動を実施している。具体的には、プロモーション活動を中心としたユリやチューリップなどの展示会を実施する。																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

19. 県産農林水産物魅力発信事業

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	●	販売拡大支援												
事業担当課	食品・流通課																	
目的及び内容	農林水産業者の技術改善や経営発展の意欲向上を図るための事業を実施する。																	
財源区分	県																	
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>300 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	300 千円	平成 28 年度	300 千円	平成 29 年度	300 千円	平成 30 年度	300 千円	令和元年度	300 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	300 千円																	
平成 28 年度	300 千円																	
平成 29 年度	300 千円																	
平成 30 年度	300 千円																	
令和元年度	300 千円																	
開始時期	平成 20 年度																	
当年度実績	全国農林水産祭への負担金の拠出																	
実施状況	県は、農林水産省・（公財）日本農林漁業振興会が開催する全国農林水産祭への負担金を拠出している。全国農林水産祭は、国民の農林水産業と食に対する認識を深めるとともに、農林水産業者の技術改善と経営発展の意欲を高めることを目的とし、農林水産省と（公財）日本農林漁業振興会の共催により昭和 37 年から実施されている。事業内容は、「農林水産祭式典」 ⁸ と「実りのフェスティバル」 ⁹ の実施である。																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

⁸ 優秀農林水産業者に対して下賜された天皇杯等の授与と収穫を感謝する祭りである。「令和元年度 第 58 回 農林水産祭」

⁹ 優秀農林水産業者の技術・経営の紹介、農林水産物の展示・即売等を中心とする祭りである。「令和元年度 第 58 回 農林水産祭」

20. 園芸産地化水田フル活用実証事業

(1) 概要

項目	内容									
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援				
事業担当課	農地整備課									
目的及び内容	水田での園芸作物の栽培に適した効果的なかんがい排水技術の確立に向け、実証ほ場において暗渠排水等の基盤整備と表土破碎等の営農作業との組合せによるかんがい排水対策を試行し、効果を検証する。									
財源区分	県									
事業規模 (決算額)	<table><tr><td>年度</td><td>決算額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>2,389 千円</td></tr></table>						年度	決算額	令和元年度	2,389 千円
年度	決算額									
令和元年度	2,389 千円									
開始時期	令和元年度									
当年度実績	下記地区でのほ場借上げと実証実験の実施。 (1) 新発田京ヶ瀬 (2) 巻粟生津 (3) 上越三和中部 (4) 上越中真砂 (5) 巻西蒲									
実施状況	農地部及び農林水産部が推進方針を決定し、農業総合研究所が技術開発実証研究を実施、経営普及課及び農産園芸課は指導助言を行う体制である。実証研究の本体は前述の農業総務課（農業総合研究所）による「水稻・園芸緊急課題対策研究」の研究課題「イ）水田への園芸導入促進技術開発」であり、農地部は下記を行う。そのため農地部における当事業の事業費には、主にほ場の借上げ費用が計上されている。 ・ 実証ほ場の環境整備 ほ場の選定、調整、借上、暗渠排水、地下水位制御システム、土層改良及び営農かん排水等の追加 ・ 各取組の成果取りまとめ 排水対策に係る検討、農林水産技術会議の開催、営農かん排水対策等の効果検証									

項目	内容
	令和元年度から令和３年度の研究は下記の地区で行われている。 (1)新発田京ヶ瀬 (2)巻栗生津 (3)上越三和中部 (4)上越中真砂 (5)巻西蒲

(２) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

21. 水稻・園芸緊急課題対策研究

(1) 概要

項目	内容									
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援				
事業担当課	農業総務課									
目的及び内容	本県農業における喫緊の技術的課題である気象変動に対応した水稻栽培技術及び水田への園芸導入に必要なかん排水技術の確立に取り組む。									
財源区分	県									
事業規模 (決算額)	<table><tr><td>年度</td><td>決算額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>30, 997 千円</td></tr></table>						年度	決算額	令和元年度	30, 997 千円
年度	決算額									
令和元年度	30, 997 千円									
開始時期	令和元年度									
当年度実績	(1) 新潟米気象変動緊急対策研究 ① 蓄積データによる作柄変動原因の解明 ② 気象制御装置及び高度先端分析手法等を用いた作柄変動形質の数値化 ③ 気象変動の影響を捉える新たな評価指標の検討と検証 (2) 水田への園芸導入促進技術開発 ① 重粘土大区画ほ場における複合的な営農排水対策による水田汎用化技術の開発 ② 地下かんがいシステムを活用した土壌水分管理による園芸作物の安定生産技術の開発 ③ 水田転換畑の効果的かつ効率的な利用を可能とする園芸作物の栽培管理体系の確立 ④ 農業者が実施する営農かん排水対策手法に関わる妥当・限界投資コストの解明									
実施状況	A F Fリーディングプランに定める大きな柱「担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開」と「水田フル活用に向けた生産基盤の整備」の両方を担う事業に位置づけられる。 本県農業における喫緊の技術的課題である気象変動に対応した水稻栽培技術及び水田への園芸導入に必要なかん排水技術の確立に取り組むものである。 当年度の事業では下記2つの研究課題が選定された。それぞれの目的と中項目は下記のとおりである。なお、イ、ロの研究はともに研究期間の途上である。									

項目	内容
	イ) 新潟米気象変動緊急対策研究 新潟米の安定生産によるブランド力を維持するためには、気象変動に対応した収量や品質、食味を総合的に安定化させる技術開発が不可欠である。気象変動に対応した栽培技術の開発や気象災害に強い品種開発に本研究のデータを活用することにより、新潟米の安定生産によるブランド力の維持及び米産出額の増大につなげる。 研究は下記の中項目で構成されている。 ① 蓄積データによる作柄変動原因の解明 ② 気象制御装置及び高度先端分析手法等を用いた作柄変動形質の数値化 ③ 気象変動の影響を捉える新たな評価指標の検討と検証 ロ) 水田への園芸導入促進技術開発 本県の水田地帯には重粘土に代表される透水性が極めて低い粘土質水田が広がっている。このような土壌は土壌水分の移動速度が極めて遅いため、園芸作物の安定的な生育条件のために必要な適時的確なかん排水の実施が難しい状況にある。 県内に広く存在する低透水性の粘土質水田への園芸作物の導入推進、生産安定性を確保するため、現行の汎用化水田におけるかん排水の機能を向上させるより高度かつ効果的な営農かん排水技術体系を開発する。また、基盤整備等を契機とした大規模園芸産地育成に向け、本技術体系により確保された高度汎用化水田の効果的かつ収益的な利用を可能とする園芸栽培体系を確立する。 研究は下記の中項目で構成されている。 ① 重粘土大区画ほ場における複合的な営農排水対策による水田汎用化技術の開発 ② 地下かんがいシステムを活用した土壌水分管理による園芸作物の安定生産技術の開発 ③ 水田転換畑の効果的かつ効率的な利用を可能とする園芸作物の栽培管理体系の確立 ④ 農業者が実施する営農かん排水対策手法に関わる妥当・限界投資コストの解明

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

22. にいがた農産物バイオサイエンス活用事業

(1) 概要

項目	内容													
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援								
事業担当課	農業総務課													
目的及び内容	米の品質・食味を診断できるバイオマーカーの実用化を図るとともに、水稲以外の農産物の展開により、本県農業の収益性向上に向けた研究を実施する。													
財源区分	県													
事業規模 (決算額)	<table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>7,300 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>7,300 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>6,029 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 29 年度	7,300 千円	平成 30 年度	7,300 千円	令和元年度	6,029 千円
年度	決算額													
平成 29 年度	7,300 千円													
平成 30 年度	7,300 千円													
令和元年度	6,029 千円													
開始時期	平成 29 年度													
当年度実績	(1) 水稲における品質低下関与バイオマーカーの実用化技術の開発 (2) バイオマーカーを活用した果実の生育障害判別技術の開発													
実施状況	A F F リーディングプランに定める大きな柱「担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開」を担う事業に位置づけられる。 米の品質・食味を診断できるバイオマーカーの実用化を図るとともに、水稲以外の農産物への展開により、本県農業の収益性向上に向けた研究を実施するものである。 平成 28 年度に実施された「新潟発バイオサイエンス技術確立事業」において確立された生体分子の挙動を網羅的に解析する技術を活用し、農作物における生理障害の生理機序を明らかにするとともに、早期診断及び対応に活用できる生体分子指標（バイオマーカー）を確立することを目的としている。 研究は下記の中項目で構成されている。 ① 水稲における品質低下関与バイオマーカーの実用化技術の開発 ② バイオマーカーを活用した果実の生育障害判別技術の開発 ①、②の研究はどちらも令和元年度が研究の最終年度である。それぞれの研究成果は下記のとおりであった。 ① 水稲における品質低下関与バイオマーカーの実用化技術の開発													

項目	内容
	水稻の生理状態を反映した遺伝子の発現量変動について、重回帰モデルを作成することができた。研究結果はほ場に直接展開できる性質でないことなどから、令和2年度新潟県農林水産業研究成果集の参考情報として関係者・関係機関に共有されている（一般非公開）。 ② バイオマーカーを活用した果実の生育障害判別技術の開発 柿の果頂部十字型汚損果の発生メカニズム解明のための基礎資料となる知見を得た。これもほ場に直接展開できる性質でないことなどから、令和2年度新潟県農林水産業研究成果集の参考情報として関係者・関係機関に共有されている（一般非公開）。

（2）指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

23. 新技術等導入プロジェクト事業

(1) 概要

項目	内容									
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援				
事業担当課	経営普及課									
目的及び内容	産地・実需者が連携し、新品種・新技術の導入や生産技術の確立に取り組むとともに、先端技術を組み入れた営農技術体系の確立と普及に向けた取組計画の策定を支援する。									
財源区分	国									
事業規模 (決算額)	<table><tr><td>年度</td><td>決算額</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>4,477 千円</td></tr></table>						年度	決算額	令和元年度	4,477 千円
年度	決算額									
令和元年度	4,477 千円									
開始時期	令和元年度									
当年度実績	(1) 新品種・新技術の確立支援事業 (2) 次世代につなぐ営農体系の確立支援事業									
実施状況	(1) 新品種・新技術の確立支援事業 品種・技術の特性把握、栽培技術マニュアルの作成、産地・実需者の意向・ニーズ把握、産地・実需者の情報交流等 ア 水稻 県内 13 地域において、多収性品種の低コスト栽培実証ほを 27 か所設置し、品種の特性把握や生産費調査、実需者ニーズの把握等を行い、結果として新品種の導入及び新技術の確立に向けた課題が整理された。 イ ぶどう 県内 6 地域において、「シャインマスカット」や醸造用ぶどうの多雪地域における省力化栽培実証ほを 9 か所設置し、品種の特性把握や実需者ニーズの把握等を行い、結果として新品種の導入及び新技術の確立に向けた課題が整理された。 (2) 次世代につなぐ営農体系の確立支援事業 スマート農業等の先端技術を組み入れた新たな営農技術体系の検証及び普及に向けた取組計画の策定支援を実施している。県内 2 地域（南魚沼、十日町）の取組主体が行う水稻のスマート農業導入実証（ドローンの活用、ロボット除草機による畦畔除草等）の取組を支援し、結果とし									

項目	内容
	て持続可能な営農体制を構築するための「産地営農革新計画」が策定された。

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

24. 農業総合研究所（試験研究について）

（１）概要

①事業の目的及び内容

農業総合研究所は新潟県の試験研究機関である。明治7年に新潟県樹芸場として中蒲原郡下所島（現新潟市）に設置されて以来、今日まで改編を重ねながら、現在の研究所本所は長岡市長倉町に所在している。

農業総合研究所はA F Fリーディングプランの実現のため、各部門の連携とともに産官学連携を強化し、下記の研究推進方向を掲げて試験研究を実施している。

- ・ 県産農産物の競争力強化をけん引する先導的な研究開発
- ・ 生産現場が抱える課題を解決する研究開発

②試験研究の課題選定から成果の還元までのプロセスについて

（ア）研究課題の選定

研究課題の選定に先立ち課題の候補を挙げる必要があるが、農業総務課は研究課題化要望調査として、広く関係各部・各機関（農林水産部各課、農地部各課、農業総合研究所各部及び各研究センター）から提案を募集する。営農の現場からの要望は農林水産部経営普及課が各地域振興局の普及指導員を通じて取りまとめており、現場のニーズに応じた課題となるように留意している。

研究課題は意見交換会を経て最終的に農業総合研究所研究調整会議にて選定される。なお、研究調整会議自体は毎月1回程度開催され、農業総合研究所及び研究実施に関する全般的な事項について協議する場である。

選定に当たっては、要する費用、研究から期待される効果や中長期的な将来性、実現の可能性、既往の研究との関係、産官学連携の可能性などの面から多角的に議論される。

試験研究を実際に推進するのは農業総合研究所である。選定された研究課題は農業総合研究所の各研究センターの分担する個別の研究設計として組み立てられ、農業総合研究所試験研究実施計画としてまとめられる。

（イ）研究の実施時点での評価

試験研究は毎年、研究調整会議で評価を受ける。これは農業総合研究所における内部的な評価の場であり、研究の成績を評価するものである。

研究期間未了のものについては研究課題進捗状況整理表を作成し、進捗の把握や課題点の整理、成果情報公表に繋がる見通しなどを検討する。

研究期間満了のものについては完了試験研究成績書を作成し、成果の概要を総括するとともに、今後の発展研究に向けた課題点への対応や、外部への公表の方法について検討する。

成果は毎年、新潟県農林水産業研究成果集として編纂され、原則として県のホームページで公表される。ただし、基礎的な研究段階にとどまるものや特許出願対象のものなど、現時点で公開すべきでない成果は新潟県農林水産業研究成果集別紙の参考情報として編纂され、非公開情報として関係者・関係機関にのみ共有される。

（ウ）研究成果の検証

研究調整会議で公開対象となった研究成果は、継続的に農林水産技術会議研究企画委員会で評価を受ける。委員会は農林水産部、農地部及び農業総合研究所のみならず、県内の学識経験者、市場の代表、民間企業代表、農林漁業団体代表、食品産業団体代表などの委員により構成される。

ここでは試験完了からおおむね4年を経過した研究成果を対象に、継続的に追跡評価実施結果を報告し、研究成果が活用された生産戸数や面積などの指標により普及状況についての評価を実施するとともに、普及に関する課題について検討が行われる。

（２）指摘及び意見等

①研究課題選定に係る規程等の制定について【意見 23】

上記プロセス（ア）にあるとおり、研究課題は研究調整会議において選定されるため、研究調整会議における各研究課題の選定過程を検証した。具体的には、課題選定は明文化された規程等に従って実施されているかを検証した。

この点、県担当課に確認したところ、毎年度課題設定の対応方針を定めているが、課題選定のための規程等は作成していないということであった。

課題選定のための規程等が存在しない場合は、選定過程において恣意的な運用が行われることや選定の妥当性についての事後的な検証が困難になるといった弊害が生じる可能性がある。そのため、研究課題選定のための規程等を制定することが望ましい。

②研究課題選定時での目標普及率と期限の設定について【意見 24】

上記プロセス（ウ）にあるとおり、研究完了からおおむね4年後をめどに農林水産技術会議研究企画委員会によって研究成果に対する評価が行われる。当該委員会では、研究成果の普及状況の評価しており、例えば、評価指標として生産戸数や面積等を採用し、普及率を測っている。普及率が60%以上であればA評価、59%～30%であればB評価、30%未満であればC評価となっている。

この点、普及率の算定基礎となる生産戸数や面積といった指標は、課題選定時ではなく研究完了後に選択されており、かつ、普及率の達成期限が定められていない。

確かに、試験研究は課題選定時点では農業の発展に資する成果を生み出せるかは不確実であることは否めず、試験研究という性質上、当初期待した成果が得られなかったという

こと自体をもって、その試験研究活動が失敗であったと否定するものでもない（存在しないことが判明したということも成果〔成功〕と捉えることもできる）。

しかし、試験研究活動に対してコストを投下する以上は、研究成果をどの程度普及させるか、どの程度の期間を使って普及させていくかを課題選定時に検討することは重要である。

以上より、研究課題選定時において、目標とすべき普及率とその達成期限を設定することが望ましい。

③研究成果の評価方法について【意見 25】

県は、研究成果を普及状況の観点から評価しており、上記のとおり、普及率が 60%以上であれば A 評価、59%～30%であれば B 評価、30%未満であれば C 評価としており、一律評価を行っている。

しかし、一律評価に加えて、目標普及率に対する達成度合いによって個別評価することも検討することが望ましい。なぜなら、研究課題は個別性が非常に強いいため、一律評価がなじまない可能性があるためである。

例えば、課題選定時に期待される研究成果の内容に照らして、課題 X は目標とすべき普及率が 20%であり、課題 Y は目標とすべき普及率が 70%だったとする。実際に両課題とも無事に研究成果を生み出すことができ、研究完了から 4 年程度をかけて現場への普及を行った結果、実際普及率が課題 X は 25%、課題 Y は 60%だったとする。この場合、課題 X は目標普及率を達成したが 30%未満のため C 評価、課題 Y は目標普及率を達成していないが 60%以上のため A 評価となってしまう。

	目標普及率	実際普及率	一律評価	個別評価
課題 X	20%	25%	C 評価（30%未満）	達成
課題 Y	70%	60%	A 評価（60%以上）	未達成

そして、一律評価だけで判断した場合、次のような弊害が生じる可能性がある。すなわち、研究成果を現場に普及させることが難しいが（時間と手間を要する）、普及させれば農業の発展に大きな貢献が期待されるものについて、研究完了から 4 年後の評価が C 評価なので、技術活用に向けた普及の取り組みが停滞してしまうということが生じるおそれがある。

ただし、個別評価だけによった場合には、目標普及率をあえて低く設定し、達成しやすくする動機が生じるおそれもあるため、現行の一律評価を採用することも合理的である。

限られた財源や人材を研究活動や普及活動に投じていることから、多角的な視点で評価を行い、より一層の合理的な判断が可能となるよう、現行の一律評価に加えて、課題選定

時に設定した目標普及率に対する達成度合いによって個別評価を行うことも検討いただきたい。

25. 新潟県農林公社

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援												
事業担当課	—																	
目的及び内容	新潟県内の農業及び林業（以下「農林業」という。）の経営改善、経営体及び担い手の確保育成、山村地域の森林資源の造成、森林の整備、農山村地域の活性化等を推進し、もって環境保全を図るとともに農林業の総合的振興に寄与することを目的とする。																	
財源区分	—																	
事業規模 (決算額)	昭和 47 年 11 月（法人成立） 正味財産増減計算書 経常収益計 <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>1, 051, 009 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>1, 916, 021 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>2, 327, 664 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>2, 555, 031 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>3, 167, 024 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	1, 051, 009 千円	平成 28 年度	1, 916, 021 千円	平成 29 年度	2, 327, 664 千円	平成 30 年度	2, 555, 031 千円	令和元年度	3, 167, 024 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	1, 051, 009 千円																	
平成 28 年度	1, 916, 021 千円																	
平成 29 年度	2, 327, 664 千円																	
平成 30 年度	2, 555, 031 千円																	
令和元年度	3, 167, 024 千円																	
当年度実績	監査対象事業年度においては、農地中間管理に関する事業及び農地売買等に関する事業、森林経営及び林業構造改善に関する事業等を実施している。																	

(2) 指摘及び意見等

①就農支援資金元資の繰上げ償還について【意見 26】

青年農業者等確保育成事業において、就農支援事業貸付金が 14,318 千円存在する。令和元年度時点では、日本政策金融公庫に事業が移行していることから、現在、新規貸付は行っておらず、過去の貸付金の回収を行っているのみである。なお、延滞債権が発生していたが、令和 2 年中に回収遅延は解消されている。

貸付金の原資は県からの無利子借入金であり、貸付先より回収して県に返済を行っているが、下記のとおり、現金預金を 18,166 千円保有している。

青年農業者等確保育成事業（該当項目のみ）

（単位：千円）

現金預金	18,166	(短期) 公共団体借入金	7,270
就農支援資金貸付用資産	14,318	(長期) 公共団体借入金	22,719

令和 2 年 3 月末貸借対照表内訳表より抜粋

(令和元年度事業報告書より、就農支援貸付金償還額は5,214千円となっている)

法人が余裕資金として保有している部分があれば、早期に県に返済することができないかを確認したところ、本制度が日本政策金融公庫に移管され、移行期間中の平成27年度中に県と早期返済について協議したが、以下の理由から、早期返済には至らなかったとのことであった。

- ・ 就農支援事業貸付金の原資割合は、県が三分の一、国が三分の二である。早期返済を行う場合、国に返済計画の変更について報告をする必要があり、事務手続を要する。
- ・ 完済時期が当初の令和6年4月から令和5年4月になるだけであり、1年しか早まらないため、事務手続との費用対効果を勘案して早期返済をしなかった。

しかし、上記のとおり県からの借入金は無利子であることから、県が貸付を行う意義も薄いと考えられる。青年農業者等確保育成事業において現在行っている事業（就農促進に係る啓発・相談活動の推進、青年農業者等の活動支援、農業生産資材等普及展示等の受託等）の必要運転資金等を考慮しつつ、可能な限り早期に新潟県に返済できないか、今後も継続して検討することが望ましい。

26. 新潟県農作物価格安定協会

(1) 概要

項目	内容																	
支援フェーズ	—	導入支援	—	生産拡大支援	—	販売拡大支援												
事業担当課	—																	
目的及び内容	この協会は、農作物の集団産地を育成し、組織的な計画販売を推進するため農作物価格安定基金及び交付準備金を造成し、一定の条件のもとに出荷された農作物の販売価額が一定の価額以下となった場合、その差額を補てんする事業及び野菜生産地の構造改革を進めるため独立行政法人農畜産振興機構が協会を通じて推進する事業を行い、もって農業者の経営安定を図ることにより消費者への農作物を安定的に供給することを目的とする。																	
財源区分	—																	
事業規模 (決算額)	昭和 38 年 4 月設立（平成 24 年 4 月から、公益社団法人に移行） 正味財産増減計算書 経常収益計 <table><tr><th>年度</th><th>決算額</th></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>104,767 千円</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>63,864 千円</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>27,410 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>83,986 千円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>56,244 千円</td></tr></table>						年度	決算額	平成 27 年度	104,767 千円	平成 28 年度	63,864 千円	平成 29 年度	27,410 千円	平成 30 年度	83,986 千円	令和元年度	56,244 千円
年度	決算額																	
平成 27 年度	104,767 千円																	
平成 28 年度	63,864 千円																	
平成 29 年度	27,410 千円																	
平成 30 年度	83,986 千円																	
令和元年度	56,244 千円																	
当年度実績	以下の事業を実施している。 - 園芸振興価格安定事業（県） - 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国・県） - 指定野菜等資金造成円滑化事業（国） - 端境期等対策産地育成強化推進事業（国）																	

(2) 指摘及び意見等

特に記載すべき事項はない。

以上